

令和4年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた

- 令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和5年2月16日(木)から同年3月15日(水)まで**です。
なお、還付申告書は、令和5年2月15日(水)以前でも提出できます。
- 令和4年分の所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和5年3月15日(水)**です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・提出ができます！

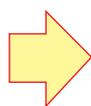
作成コーナー

検索



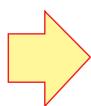
「確定申告書等作成コーナー」
にアクセス

パソコン・スマホ等から
「作成コーナー」
で検索



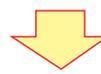
申告書を作成

「確定申告書等作成コーナー」
の画面の案内に沿って
金額など
を入力



申告書を提出

作成した申告書を
e-Tax又は**郵送等**
で提出



株式の特定口座の申告はスマホからが便利!!

- 「確定申告書等作成コーナー」のスマホ専用画面から、**特定口座**の取引に係る上場株式等の譲渡所得等の申告書を作成することができます。
- マイナポータル連携を利用することで、申告書を作成する際に特定口座年間取引報告書の記載内容(金額・証券会社情報など)が**自動入力**されます。  [作成はこちら](#)

納付 又は 還付

- ・口座振替
- ・電子納税
- ・クレジットカード
- ・スマホアプリ納付
- ・コンビニ等

で納付



[詳細はこちら](#)

- **税務署に行かずに申告できます！**
- **銀行や税務署の窓口に行かずに納付できます！**
- **確定申告期間中は24時間利用できます！**
(注)メンテナンス時間を除きます。

確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください！



税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ**税務相談チャットボット**の「税務職員ふたば」にご相談ください。
お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能(AI)が自動でお答えします。

[ご相談はこちら](#)



- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、是非ご活用ください。
- 各種申告書、計算書、明細書及び手引き等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



[確定申告特集](#)



[タックスアンサー](#)

(1) 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成手順	3
(2) 【事例1】 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例	4～11
(3) 確定申告書の記載手順（手書きの場合）	12～13
(4) 【事例2】 特定口座を利用していないケース	14～21
(5) 【事例3】 特定口座を利用しているケース	22～27
(6) 【事例4】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース	28～33
(7) 【事例5】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース	34～39
(8) 【事例6】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース	40～44
(9) 【参考1】 令和4年分 株式等の譲渡所得等のあらまし	45
I 株式譲渡益課税のあらまし	45
II 取得費（取得価額）	49
III 譲渡所得等の金額及び税額の計算	51
IV 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	52
V 特定口座制度	54
VI 国外転出時課税制度の概要	57
VII 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例	58
VIII 上場株式等の配当等の課税関係	62
(10) 【参考2】 給与所得金額の計算表など	63

はじめに

- 有価証券の譲渡による所得のうち、株式等の譲渡に係るものは、原則として、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の方法により課税されます。
- この冊子は、株式等に係る譲渡所得等に関する申告書の作成方法等を記載しています。申告書の作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）と併せてご覧ください。
- 申告書は、e-Taxによる送信のほか、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することもできます。郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限（令和5年3月15日（水）**）内となるよう、お早めにご送付ください。詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の1ページをご覧ください。
- 税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

注意点

- 株式等に係る譲渡所得等に対しては、**地方税（住民税）**も課税されます。
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、原則として、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません（住民税については57ページの「参考事項2」参照）。
- **あなた（株式等をお売りになった方）を控除の対象者として、「配偶者（特別）控除」、「扶養控除」の適用を受けている方がいる場合**には、あなたの合計所得金額（16ページ参照）によっては、これらの控除の適用が受けられないことがあります。特に、これらの**控除を受けている方が給与所得者の場合はご注意ください**。
- 平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

国税庁ホームページを利用した申告書等の作成手順

税額などが**自動計算**される上、提出のために税務署に行く必要がありません！

「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します（5～9ページ参照）。

源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します（10～11ページ参照）。

e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

申告書等の提出は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）を用意すれば、「**e-Tax**（電子申告）」を利用して行うことができます。

また、事前に税務署で手続きいただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）をお持ちでない方でも、**e-Tax**により提出することができます。

なお、印刷※して郵送等により提出することもできます。

※ プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

◆◆◆ 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成はこちらから ◆◆◆

国税庁ホームページトップ



ご利用ガイド

「**ご利用ガイド**」では、【作成の流れ】、【入力例】、【ご利用になれない方】などを確認できます。

【入力例】

この冊子の【事例2】から【事例6】などについて国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【ご利用になれない方】

株式等に係る譲渡所得等がある方で、相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（措法39条）の適用を受ける場合、保証債務の特例（所法64条②）の適用を受ける場合など、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成することができない方について掲載しています。

詳しくは、「**ご利用ガイド**」でご確認ください。

国税庁ホームページトップの「分業別メニュー」>「申告手続」の「**確定申告書等作成コーナー**」をクリックします。



「**作成開始**」をクリックします。

税務署への提出方法の選択などの画面に順次進みますので、画面の案内に沿って操作し、**作成する申告書等の選択**画面へ進みます。

次のページの**1**へ

※ お使いのパソコン等の環境などにより、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成することができない場合があります。
※ このページから11ページに掲載の国税庁ホームページの画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。

【事例1】国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例

私は、P証券中央支店に開設していた特定口座（源泉徴収口座）で令和4年中に次の取引を行いました。そして、P証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円

また、この特定口座を通じて、上場株式であるA製薬の配当（収入金額100,000円）と公募公社債であるB自動車の社債の利子（収入金額100,000円）を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与（収入金額1,800,000円）と公的年金（収入金額2,772,100円）があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,000,000円（令和3年分の損失）あります。

今年の申告では、源泉徴収口座の譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額を損益通算し、損益通算してもなお控除しきれない源泉徴収口座の譲渡損失の金額を前年から繰り越した損失とともに翌年以後に繰り越す申告をしようと思っています。

（入力した部分は、便宜上、青色で表示しています。）

はじめに

1 作成する申告書等の選択画面で、所得税を選択します。

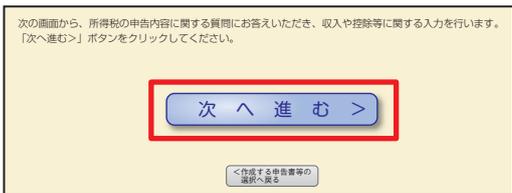


この事例では、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等を作成しますので、令和4年分の申告書等の作成の「所得税」をクリックしてください。

事業所得や不動産所得のある方は、最初に「青色申告決算書・収支内訳書」を作成してください。

この事例は、株式等の譲渡所得等、配当所得等、給与所得及び公的年金等の雑所得ですので、作成の必要はありません。

2 「次へ進む」をクリックします。



3 申告書の作成をはじめる前に画面で、生年月日及び申告書の提出方法を入力します。



あなたの生年月日を入力してください。

入力済みの「申告書の提出方法」が選択されていますので確認してください。

なお、申告書の提出方法について、「印刷して提出」を選択した方は、「作成する確定申告書の提出方法」欄は表示されません。

「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」をクリックし、回答してください。

全ての質問に回答した後、「次へ進む」をクリックしてください。

【事例1】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「**上場株式等**」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れた**A製薬**の株式の配当と**B自動車**の社債の利子は、「**上場株式等の配当等**」に該当し、その源泉徴収口座の譲渡損失の金額と損益通算されます。この結果生じた源泉徴収口座の譲渡損失の金額は申告することにより、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。これらの場合には、確定申告書に「**所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）**」を添付して提出する必要があります。

※ 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません（55ページの【注意】参照）。

これらの取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	損益通算後の差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	1,000,000円	- 1,500,000円	= △500,000円	→ △300,000円	
(利子・配当分)	200,000円	- 0円	= 200,000円	→ 0円	
(繰越分)			△1,000,000円	→	→ △1,300,000円

○ 添付書類については25ページを参照してください。

I 「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します。

1 収入金額・所得金額の入力画面で、株式等の譲渡所得等の**入力する**をクリックします。

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得	入力する		?
株式等の譲渡所得等	入力する		?
上場株式等に係る配当所得等	入力する		?
先物取引に係る雑所得等	入力する		?
退職所得	入力する		?

収入金額・所得金額の入力画面の下部に、株式等の譲渡所得等の入力欄が含まれる**分離課税の所得**の入力欄がありますので、画面をスクロールします。

株式等の譲渡所得等の**入力する**をクリックし、**金融・証券税制（入力項目の選択）**画面へ進みます。

2 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、配当所得の課税方法の選択をした上、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力するをクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）
申告する**上場株式等の配当等**がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 **申告分離課税**

2 株式等の売却・配当・利子等の入力
次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等
「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

このボタンで配当所得の課税方法（総合課税又は申告分離課税）を選択することができます（62ページ参照）。この事例の場合、上場株式等の配当所得等の金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算しますので、**申告分離課税**を選択します。

この事例では、特定口座での株式等の売却等と配当及び利子の受領がありますので、「**特定口座年間取引報告書**」の内容を入力するをクリックします。

3 金融・証券税制(特定口座)画面で、「特定口座年間取引報告書」の内容(収入金額等)を入力します。

金融商品取引業者等から、データ(拡張子が[.xml]のもの)で交付された「特定口座年間取引報告書」がある場合、**データで交付された特定口座年間取引報告書の入力** ボタンから読み込む(入力)することができます。

この事例の場合は、**書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力** ボタンから入力する方法について説明します。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている内容を入力してください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません(55ページの【注意】参照)。したがって、「配当等」もチェックを付けてください。

「特定口座年間取引報告書」等を参照して、次の①~㊸欄に金額等を順次入力してください。なお、①欄、㉑欄及び㉒欄については、入力すべき金額がない場合には、0と入力します。

- ① 「源泉徴収税額(所得税)」欄及び「株式等譲渡所得割額(住民税)」欄
- ㉑ 「譲渡の対価の額(収入金額)」欄及び「取得費及び譲渡に要した費用の額等」欄
- ㉒ 「配当等の額④~⑧及び⑩~⑭」欄
- ㉓ 「納付税額⑬」欄
- ㉔ 「上場株式配当等控除額⑨及び⑮」欄
- ㉕ 「配当所得に係る負債の利子の額」欄
- ㉖ 「金融商品取引業者等」欄
- ㉗ 「特定口座年間取引報告書に記載されたものの以外の費用」欄

この事例の場合、「配当所得に係る負債の利子の額」及び「特定口座年間取引報告書に記載されたものの以外の費用」はありませんので、入力の必要はありません。

※ ㉒欄に0以外の金額が入力された場合、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」が自動で作成されます。

配当所得の課税方式は5ページの②の画面で選択した課税方式が表示されます。この課税方式を変更する場合は、5ページの②の画面で変更することができます。

申告する口座が複数ある場合には、**もう1件入力する(書面)** をクリックしてください。

申告する口座について全て入力が終了したら**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

金融商品取引業者等から、データ(拡張子が[.xml]のもの)で交付された「特定口座年間取引報告書」がある場合、**データで交付された特定口座年間取引報告書の入力** ボタンから読み込む(入力)することができます。

この事例の場合は、**書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力** ボタンから入力する方法について説明します。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている内容を入力してください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません(55ページの【注意】参照)。したがって、「配当等」もチェックを付けてください。

「特定口座年間取引報告書」等を参照して、次の①~㊸欄に金額等を順次入力してください。なお、①欄、㉑欄及び㉒欄については、入力すべき金額がない場合には、0と入力します。

- ① 「源泉徴収税額(所得税)」欄及び「株式等譲渡所得割額(住民税)」欄
- ㉑ 「譲渡の対価の額(収入金額)」欄及び「取得費及び譲渡に要した費用の額等」欄
- ㉒ 「配当等の額④~⑧及び⑩~⑭」欄
- ㉓ 「納付税額⑬」欄
- ㉔ 「上場株式配当等控除額⑨及び⑮」欄
- ㉕ 「配当所得に係る負債の利子の額」欄
- ㉖ 「金融商品取引業者等」欄
- ㉗ 「特定口座年間取引報告書に記載されたものの以外の費用」欄

この事例の場合、「配当所得に係る負債の利子の額」及び「特定口座年間取引報告書に記載されたものの以外の費用」はありませんので、入力の必要はありません。

※ ㉒欄に0以外の金額が入力された場合、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」が自動で作成されます。

配当所得の課税方式は5ページの②の画面で選択した課税方式が表示されます。この課税方式を変更する場合は、5ページの②の画面で変更することができます。

申告する口座が複数ある場合には、**もう1件入力する(書面)** をクリックしてください。

申告する口座について全て入力が終了したら**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

マイナポータル連携を利用すれば、特定口座年間取引報告書のデータが自動入力されます!

マイナンバーカードを使用してマイナポータル連携を利用することで、マイナポータルから特定口座年間取引報告書の情報を一括取得することができ、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する際に、申告する特定口座年間取引報告書の**内容が自動入力**されます。

なお、マイナポータル連携に対応している証券会社等の情報は、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご確認ください。

※ マイナポータル連携のご利用に当たっては、事前準備が必要となります。



詳しくはこちら

4 金融・証券税制(入力項目の選択)画面で、上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越しに関する質問に答えた後、表示される「繰り越された譲渡損失」を入力する をクリックします。

株式等の譲渡所得等
令和3年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方
令和3年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか?

はい

「繰り越された譲渡損失」を入力する

→ 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

この事例では、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、「令和3年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか?」の**はい**を選択した後、表示される**「繰り越された譲渡損失」を入力する** をクリックします。

5 金融・証券税制(前年から繰り越された損失額)画面で、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」を入力します。

「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)」を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。
金額にはマイナスを付けずに入力してください。

入力例

- 令和元年の譲渡損失の繰越額 (令和3年分「確定申告書付表」の⑦欄) 円 (A)
- 令和2年の譲渡損失の繰越額 (令和3年分「確定申告書付表」の⑧欄) 円 (B)
- 令和3年の譲渡損失の繰越額 (令和3年分「確定申告書付表」の⑤欄) 円 (C)

< 戻る **入力終了(次へ) >**

①～③欄は、「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に入力します。

①欄 令和元年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑦欄の金額

②欄 令和2年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑧欄の金額

③欄 令和3年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑤欄の金額

《参考》令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面)

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額	円
------------------	---

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	△を付けて、申告書第三表⑤へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表⑥へ

この事例の場合、令和3年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年から繰り越されていますので、「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)1面の⑤欄の金額を**③欄**に入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

6 金融・証券税制(入力項目の選択) 画面で、申告する内容について、ボタンが「訂正・削除」になっていることを確認の上、画面下にある**入力終了(次へ)>**をクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要)
 申告する**上場株式等の配当等**がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税 配当等がない

—総合課税と申告分離課税の選択が分らない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力
 次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等
「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら
 ・**特定口座**(源泉徴収あり)のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
 ・**特定口座**(源泉徴収なし)での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

株式等の譲渡所得等
 令和3年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方
 令和3年分の申告で、**上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか?**

はい いいえ

「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除

この事例では、特定口座年間取引報告書の内容と前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、それぞれのボタンが**「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除**、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除」になっていることを確認してください。

それぞれのボタンが「訂正・削除」になっていることを確認したら、**入力終了(次へ)>**をクリックします。

7 金融・証券税制(株式等の譲渡所得等・計算結果確認1) 画面で、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の入力内容を確認します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。
 内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	1,000,000 円
	その他の収入	②	円	円
	小計(①+②)	③	円	1,000,000 円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)	④	円	1,500,000 円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	円
		⑥	円	円
	小計(④から⑥までの計)	⑦	円	1,500,000 円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額	⑧		円	
差引金額(③-⑦-⑧)	⑨	円	-500,000 円	
特定投資株式の取得に要した金額の控除	⑩	円	円	
所得金額(⑨-⑩)	⑪	円	-500,000 円	
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額	⑫		円	
繰越控除後の所得金額(⑪-⑫)	⑬	円	円	

この事例では、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、6ページの③の画面で入力した結果として、△500,000円になります。

「特定口座年間取引報告書」の内容と入力内容を確認してください。入力した金額に誤りがある場合には、**戻る**をクリックし、**金融・証券税制(入力項目の選択)**画面(⑥の画面)において、「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがなければ、**確認終了(次へ)>**をクリックしてください。

8 金融・証券税制(株式等の譲渡所得等・計算結果確認2)画面で、「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の入力内容を確認します。

1. 本年の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	500,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額)	②	500,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	500,000 円
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	200,000 円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額<④欄の金額の場合、0円)	⑤	300,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額>④欄の金額の場合、0円)	⑥	0 円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和元年前分)	(A) 円	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	円
本年の2年前分 (令和2年前分)	(B) 円	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	⑦ ((B)-(F)-(G)) 円
本年の前分 (令和3年前分)	(C) 1,000,000 円	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 0 円 (I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0 円	⑧ ((C)-(H)-(I)) 1,000,000 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))	⑨	0 円	円
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((E)+(G)+(I))	⑩	0 円	円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦+⑧+⑩)	⑪	1,300,000 円	

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (⑥-⑪)	⑫	0 円
---	---	-----

< 戻る 確認終了(次へ) >

この事例の場合、翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額は、6ページの③から7ページの⑤の画面で入力した結果として、1,300,000円となります。

「特定口座年間取引報告書」及び「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の内容を基に画面に表示された金額に誤りがないか確認してください。なお、画面に表示された金額に誤りがある場合には、<戻る>をクリックし、金融・証券税制(入力項目の選択)画面(8ページの⑥の画面)まで戻った上で、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがなければ、確認終了(次へ)>をクリックしてください。

9 収入金額・所得金額の入力画面で、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力内容を確認します。

分離課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得	入力する		?
株式等の譲渡所得等	訂正・内容確認	✓	上場株式等 △300,000
上場株式等に係る配当所得等	訂正・内容確認	✓	0
先物取引に係る雑所得等	入力する		?
退職所得	入力する		?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

この画面では、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の計算結果が表示されます。金額を確認し、誤りがなければ、この画面の上へスクロールして、他の所得の入力をしてください。この事例では、次のⅡで、給与所得や公的年金等の雑所得などの内容を順次入力します。

Ⅱ 源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します。

① 収入金額・所得金額の入力画面で、源泉徴収票等の内容を入力します。

総合課税の所得 (単位:円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得 (営業・農業) <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		
不動産所得 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		
利子所得 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		
配当所得 <input checked="" type="checkbox"/>	訂正・内容確認 <input checked="" type="checkbox"/>	分離課税の配当所得の入力有	
給与所得 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		
公的年金等	入力する		
雑所得 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		
業務			
その他	入力する		
総合課税所得 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		

* 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

この事例では、給与所得を申告しますので、給与所得の**入力する**をクリックし、次の②の**給与所得の入力**画面へ進み、該当する源泉徴収票を選択して**入力する**をクリックします。

この事例では、公的年金等の雑所得を申告しますので、公的年金等の**入力する**をクリックし、次の③の**公的年金等の入力**画面へ進み、**入力する**をクリックします。

事業所得や不動産所得などを申告する場合も、この画面から入力することができます。

② 給与所得の入力画面で、「給与所得の源泉徴収票」の内容を入力します。

給与所得の入力

令和4年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

① 支払金額
1,800,000 円

② 源泉徴収税額
21,900 円

源泉徴収税額が2段で記載 (内書き)
 2段で記載されている場合、上の段の金額

③ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「配偶者 (特別) 控除の額」のいずれかの記載
0の場合は「なし」を選択してください。
あり なし

キャンセル 入力内容の確認

給与所得の入力画面で、「給与所得の源泉徴収票」に記載 (表示) された事項について、画面に対応する各欄に入力してください。

全ての入力を終了し、**入力内容の確認**をクリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認します。確認後、**次へ進む**をクリックすると、①の**収入金額・所得金額の入力**画面に戻ります。

この事例では、「支払金額」及び「源泉徴収税額」のほか、「社会保険料等の金額」(220,749円)、「生命保険料の控除額」(50,000円)等を入力しています。

③ 公的年金等の入力画面で、「公的年金等の源泉徴収票」の内容を入力します。

公的年金等の入力

令和4年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
源泉徴収票に記載のない社会保険料は、後の「社会保険料控除」から入力してください。

支払金額の記載がある「区分」を選択して入力してください。

① 法203条の3第1号・第4号適用分の入力

支払金額
2,772,100 円

源泉徴収税額
56,971 円

② 法203条の3第2号・第5号適用分の入力
 ③ 法203条の3第3号・第6号適用分の入力
 ④ 法203条の3第7号適用分の入力

⑤ 社会保険料の金額
75,600 円

⑥ 支払者
所在地又は法人番号 (全角28文字以内) (ビル名等省略可)
千代田区霞が関1-2-2
名称 (全角28文字以内)
厚生労働省

キャンセル 続けてもう1件入力 入力内容の確認

「公的年金等の源泉徴収票」に記載 (表示) された事項について、画面に対応する各欄に入力してください。

全ての入力を終了し、**入力内容の確認**をクリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認します。確認後、**次へ進む**をクリックすると、①の**収入金額・所得金額の入力**画面に戻ります。

入力内容を確認後、①の**収入金額・所得金額の入力**画面の**入力終了(次へ)**をクリックしてください。

4 所得控除の入力画面、税額控除・その他の項目の入力画面で、所得控除額等を入力等します。

年末調整していない「生命保険料控除」等の入力未済となっている項目がある場合は、該当する項目の**入力する**、**訂正・内容確認**をクリックして入力等してください。

5 計算結果確認画面で、入力漏れがないか確認します。

収入金額等			税金の計算(税額控除等)		
事業	営業等	区分 (ア)	課税される所得金額 (12)-(29)又は第三表	(30)	
	農業	区分 (イ)	上の(30)に対する税額 又は第三表(93)	(31)	96,250
不動産	区分1	区分2 (ウ)	配当控除	(32)	
配当		(エ)	投資税額等控除	区分 (33)	
給与	区分 2	(オ)	特定増改築等	区分1 区分2 (34)	
			前控除	(35)	
公的年金等	区分 (カ)	(キ)	住宅耐震改修特別控除等	区分 (38)~(40)	
			差引所得税額 (31)-(32)-(33)-(34)-(35) -(36)-(37)-(38)-(39)-(40)	(41)	96,250
雑	業務	区分 (ク)	災害減免額	(42)	
	その他	(ケ)	差異引所得税額 (基準所得税額) (41)-(42)	(43)	96,250
総合課税	短期	(ク)	復興特別所得税額 (43)×2.1%	(44)	2,021
	長期	(コ)	所得税及び復興特別所得税の額 (43)+(44)	(45)	98,271
一時	(サ)		外国税額控除等	区分 (46)~(47)	
所得金額等			源泉徴収税額	(48)	78,871
事業	営業等	(1)	申告納税額 (45)-(46)-(47)-(48)	(49)	19,400
農業	(2)		予定納税額 (第1期分・第2期分)	(50)	
不動産	(3)		第3期分の税額 (49)-(50)	(51)	19,400
親子	(4)		納める税金 還付される税金	(52)	
配当	(5)		その他		
給与	区分 (6)	(6)	公的年金等以外の合計所得金額	(55)	1,180,000
			配偶者の合計所得金額	(56)	
公的年金等	区分 (7)	(7)	専従者控除額の合計額	(57)	
			青色申告特別控除額	(58)	
業務	(8)		雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	(59)	56,971
その他	(9)		未納付の源泉徴収税額	(60)	
(7)から(9)までの計	(10)	1,672,100	本年度で差し引く繰越損失額	(61)	
総合課税・一時 (ク)+(コ)+(サ)×1/2	(11)		平均課税対象金額	(62)	
合計	(12)	2,752,100	変動・臨時所得金額	区分 (63)	
収入金額・所得金額を修正する			税額控除・その他の項目を修正する		
所得から差し引かれる金額(所得控除)			延納の届出		
社会保険料控除	(13)	296,349	申告期限までに納付する金額	(64)	
小規模企業共済等掛金控除	(14)		延納届出額(還納額の入力)	(65)	
生命保険料控除	(15)	50,000			
地震保険料控除	(16)				
養育、ひとり親控除	区分 (17)~(18)				
勤労学生、障害者控除	(19)~(20)				
配偶者(特別)控除	区分1 区分2 (21)~(22)				
扶養控除	区分 (23)				
基礎控除	(24)	480,000			
(13)から(24)までの計	(25)	826,349			
雑損控除	(26)				
医療費控除	(27)				
寄附金控除	(28)				
合計	(29)	826,349			
所得控除を修正する					
分離課税の収入金額・所得金額					
所得の種類	収入金額	所得金額	翌年以後に繰り越される損失の金額		
一般株式等の譲渡所得等	(70)	(71)			
上場株式等の譲渡所得等	(ツ)	(72)	1,000,000	-300,000	(95) 1,300,000
上場株式等に係る配当所得等	(73)	(74)	200,000	0	
先物取引に係る雑所得等	(75)	(76)			
退職所得	(77)	(78)			
収入金額・所得金額を修正する					
< 戻る			次へ >		

収入金額等の「給与」欄に給与所得の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか、「公的年金等」欄に公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか確認してください。

「社会保険料控除」等の所得から差し引かれる金額の該当する控除欄に表示された金額が源泉徴収票に記載されている金額と相違ないか確認してください。

入力した金額等が誤っている又は入力未済となっている項目がある場合は、その内容に応じて**収入金額・所得金額を修正する**、**所得控除を修正する**、**税額控除・その他の項目を修正する**をクリックして、それぞれ該当する画面において訂正入力等してください。

入力内容を確認して**次へ>**をクリックしてください。
クリックすると、**納税額**(この事例の場合は19,400円となります)が表示されますので、確認後**OK**ボタンをクリックしてください。

6 住民税等入力画面で、住民税の徴収方法などについて入力します。

7 住所・氏名等入力画面などで、職業・世帯主、マイナンバー(個人番号)などを入力します。

Ⅲ 画面の案内に沿って操作を進めます。申告書等の提出は、e-Taxの場合はデータを送信し、書面提出の場合は印刷して郵送等により提出してください。

確定申告書の記載手順 (手書きの場合)

- 「確定申告書」は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表 (分離課税用)」の申告書用紙を使用します。ここでは、【事例2】(14~21ページ)に基づいて作成した「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表 (分離課税用)」を示して、申告書の記載手順を説明します。
- 記載手順は、矢印と番号(①~⑦)で記載箇所ごとに表示しています。各記載箇所の記載方法の詳細は、14ページ以降の【事例2】から【事例6】をご覧ください。
 なお、「確定申告書」の作成に先立って、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」などの各種明細書(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を作成します。

(手書きした部分は、便宜上、青色で表示しています。)

申告書第二表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書第一表

令和5年2月16日 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 B市×町1-23-9

フリガナ 国税 一郎

氏名 国税 一郎

職業 会社員

世帯主の氏名 国税 一郎

世帯主との続柄 本人

課税される所得金額	30	000
上の⑳に対する税額又は第三表の㉑	31	1387850
配当控除	32	
政党等寄附金等特別控除	33	
住宅耐震改修特別控除等	34	00
災害減免額	41	1387850
再引所得税額(課税所得税額)	42	1387850
復興特別所得税額	44	29144
所得税及び復興特別所得税の額	45	1416994
源泉徴収税額	48	1273900
申告納税額(第1期分、第2期分)	49	143000
修正前の第3期分の税額(送付の場合は欄に△を記載)	53	
第3期分の税額の増加額	54	00
公的年金等以外の合計所得金額	55	
配偶者の合計所得金額	56	
専従者給与(控除)額の合計額	57	
青色申告特別控除額	58	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	59	
未納付の源泉徴収税額	60	
本年分で差し引く繰越損失額	61	
平均課税対象金額	62	
変動臨時所得金額	63	
申告期限までに納付した金額	64	00
延納届出額	65	0000

復興特別所得税額④④欄の記入をお忘れなく!!

復興特別所得税額 (㉑×2.1%) 44

記載手順

- ① 「株式等に係る譲渡」を作成します。(14~15、)
- ② 第一表の「収入金」ます。(16、24、30、)
- ③ 第二表を作成し第二表は、②及び(第二表の記載例は、)
- ④ 第一表の「所得か」きます。(18ページ参)
- ⑤ 第三表の分離課の箇所を書きます。
- ⑥ 第三表の「税金の」(20、26、33、39)
- ⑦ 第一表の「税金の」ます。(21、27、33)

【事例2】 特定口座を利用していないケース

私は、令和4年中に次の上場株式（C不動産）2,000株の売却（Q証券本店への売委託）と公募公社債（D銀行）の償還（R証券本店が交付）がありました（特定口座は利用していません）。

なお、上場株式（C不動産）の売却の際の委託手数料は16,500円です。

銘柄	購入日	取得株数 (額面金額)	購入金額	売渡日(償還日)	売却金額 (償還金額)
C不動産(上場株式)	平成29年1月6日	1,000株	650,000円	令和4年9月2日	1,400,000円
	平成29年2月10日	2,000株	850,000円		
D銀行(公募公社債)	平成29年5月12日	1,000,000円	800,000円	令和4年5月13日	1,000,000円

また、この他に次の非上場株式（E興産）を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
E興産(非上場株式)	平成16年1月16日	500株	197,500円	令和4年6月3日	350,000円

私は、これらの収入以外に給与（収入金額1,180万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者控除」の適用を受けています。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合（償還などの場合を含みます。以下同じです。）には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように②面から転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52ページの（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を右のように②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を右のように②面から転記してください。

なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を右のように②面から転記してください。

1面

【令和4年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
 なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所(前住所)	B市××町1-23-9	フリガナ	コクセイ イチロウ
氏名		氏名	国税 一郎
電話番号(連絡先)	000-xx-xxxx	職業	会社員
		関与税理士名(電話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額①	350,000円	2,400,000円
その他の収入②		
小計①+②③	350,000	2,400,000
取得費(取得価額)④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料⑤		16,500
小計④+⑤⑥⑦	197,500	1,816,500
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)を付けないで書いてください。⑧		
差引金額⑨⑩⑪⑫	152,500	583,500
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺		
所得金額⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	152,500	583,500
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺		
繰越控除後の所得金額(※4)㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	152,500	583,500

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑭までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑮欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑮欄に0を記載します。

※1 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑮欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の⑮欄の金額を譲渡として控除します。

※3 ⑲欄の金額は、「上場株式等」の⑮欄の金額を譲渡として控除し、「上場株式等」の⑮欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑲欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ㉑欄の金額は、㉑欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、㉑欄の金額が整理欄

「上場株式等の⑮欄の金額が赤字の場合、繰越損失の損益及び繰越控除の特典の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書控え」も記載してください。

【事例2】の解説

- あなたが取引されたもののうち、**C 不動産**の株式と **D 銀行**の社債は、「**上場株式等**」に該当します。また、上場していない **E 興産**の株式については、「**一般株式等**」に該当します。これらの株式の売却と社債の償還による譲渡所得等の金額は、「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額
(一般株式等)	350,000 円	197,500 円	152,500 円
(上場株式等)	2,400,000 円	1,816,500 円	583,500 円

➤ 「上場株式等」の必要経費等のうち、取得費の計算については、下の説明をご覧ください。

- また、株式の売却などにより合計所得金額（16 ページ参照）が **1,000 万円を超える**場合には、「**配偶者（特別）控除**」の適用を受けることはできません（配偶者（特別）控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される金額が異なります。詳しくは、18 ページをご確認ください）。したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者控除」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算をする必要があります。なお、納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」で行いますので、16 ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、**143,000 円**となります。

2 面（計算明細書）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及 譲渡に要する額
源泉 簡易			
源泉 簡易			

上場株式等をお売りになった場合には「**上場株式等**」として、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「**一般株式等**」として書いてください。

譲渡先の名称・所在地等を書いてください（名称・法人番号の記載でも差し支えありません）。
金融商品取引業者等を通じて売却等をしている場合には、**金融商品取引業者(支店等)**名を書いてください。

売却時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）、償還日**を書いてください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いてください。

参考] 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 上場株式等	4-9-2	C不動産	2,000	Q証券本店	1,400,000	1,000,000	16,500	(29-2-10)
一般株式等 上場株式等	4-5-13	第5回D銀行債	1,000,000	R証券本店	1,000,000	800,000		29-5-12 (...)
一般株式等 上場株式等	4-6-3	E興産	500	B市〇〇町4-6-5 仙台太郎	350,000	197,500		16-1-16 (...)
一般株式等 上場株式等	..							(...)
一般株式等 上場株式等	..							(...)
合計		一般株式等			350,000	197,500		
		上場株式等（一般口座）			2,400,000	1,800,000	16,500	

購入時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）**を書いてください。
同一銘柄の株式等を2回以上にわたって取得している場合には、() 内に最も新しい取得年月日を書いてください。

➤ 売却した同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合、取得費の計算に当たっては、**総平均法に準ずる方法**によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します（50 ページ参照）。

この事例の場合、C不動産の株式については2回にわたって購入しているので、取得費の計算に当たっては、次のとおり総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

C不動産の株式の取得費の具体的な計算は次のとおりとなります。

$$\begin{aligned}
 & 650,000 \text{ 円} + 850,000 \text{ 円} \\
 & \quad 1,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株} \\
 & = \mathbf{500 \text{ 円}} \text{ (1株当たりの金額)} \\
 & 500 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} = \mathbf{1,000,000 \text{ 円}} \\
 & \quad \text{(取得費)}
 \end{aligned}$$

一般株式等については、銘柄ごとに書いてください。

また、上場株式等については、**金融商品取引業者等ごとにまとめて、区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料**を書いてください。

なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

提出先、申告年分などを書いてください。
0□には「4」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー(個人番号)、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 住所地以外の居所・事業所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を○で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、住所地以外で申告される場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「令和 年」の空白に「5」と書き、令和5年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。
なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(63ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。
※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

申告書第一表(上部)

令和5年2月16日 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 B市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

会社員

収入金額等 所得金額等

収入金額等	所得金額等
給与	9850000
公的年金等	
雑所得	
合計	9850000

申告の種類を表示します。株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を○で囲みます。あなたが青色申告者の場合は、「青色」も○で囲みます。

第三表(20ページ)

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 B市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

給料・賞与	11,800,000	9,850,000	1,660,000	1,273,900
社会保険料等の金額	900,000	100,000	50,000	

支払先 株式会社 ○○産業

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

合計所得金額とは・・・
第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額(申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(19ページ参照)。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

事例2(記載例)

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 FA2302

住所 B市××町1-23-9
氏名 国税 一郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	収入金額	源泉徴収税額
給与	株式会社〇〇産業 〇〇市△△町4-2-3	11,800,000	1,273,900

⑭ 源泉徴収税額の合計額 1,273,900

⑮ 社会保険料控除等に関する事項

社会保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑮ 新生命保険料 旧生命保険料 新個人年金保険料 旧個人年金保険料 介護医療保険料		
⑯ 地震保険料 旧長期損害保険料		

⑰ 雑損控除に関する事項

⑱ 寄附金控除に関する事項

⑲ 配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
国税 花子	××××××××	配偶者	41.11.20	特除	年課	特除	特除

⑳ 事業専従者に関する事項

㉑ 住民税・事業税に関する事項

㉒ 非課税所得等

㉓ 所得控除

㉔ 所得税

㉕ 配偶者や親族の氏名・住所

○ 社会保険料控除等に関する事項など

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください。)

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

第一表⑭欄へ(21ページ)

この事例では、あなた(株式等をお売りになった方)の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(18ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。

詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 「所得から差し引かれる金額」は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票		国税 一部	
給与・賞与	11,800,000	9,850,000	1,660,000
社会保険料等の金額	900,000	100,000	50,000
所得控除の額の合計額	1,273,900		

申告書第一表 (左下部)

社会保険料控除	⑬	9,000,000
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	1,000,000
地震保険料控除	⑯	500,000
寡婦、ひとり親控除	区分 ⑰～⑱	0
勤労学生、障害者控除	⑲～㉑	0
配偶者(特別)控除	区分 ⑳、㉒	0
扶養控除	区分 ㉓	0
基礎控除	㉔	480,000
⑬から㉔までの計	㉕	15,300,000
雑損控除	㉖	
医療費控除	区分 ㉗	
寄附金控除	㉘	
合計	㉙	15,300,000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

第三表㉙欄へ (20ページ)

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和4年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和4年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

〔配偶者(特別)控除額〕

	あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類	
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
配偶者の合計所得金額	48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超	0円	0円	0円		

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

〔扶養控除額〕

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族	38万円	
特定扶養親族	63万円	
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

〔基礎控除額〕

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

㉔ 基礎控除

あなたの令和4年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和4年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2401

住所 B市××町1-23-9
氏名 コクセイ イチロウ 国税 一郎

収入金額	短期譲渡	①	
	軽減分	②	
所得金額	長期譲渡	③	
	特定分	④	
分離課税	一般株式等の譲渡	⑤	350,000
	上場株式等の譲渡	⑥	2,400,000
税	一般株式等の譲渡	⑦	152,500
	上場株式等の譲渡	⑧	583,500

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額
「一般株式等」、「上場株式等」ごとに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	350,000円	2,400,000円
その他の収入 ②		
小計 ③	350,000	2,400,000
必要経費は譲渡に要した費用等		
取得費(取得価額) ④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		16,500
小計 ④から⑥までの計 ⑦	197,500	1,816,500
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) ⑧		
差引金額 ③-⑦-⑧ ⑨	152,500	583,500
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) ⑩		
所得金額 ⑨-⑩ ⑪	152,500	583,500
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫		
繰越控除後の所得金額(※4) ⑪-⑫ ⑬	152,500	583,500

合計所得金額 (16ページ参照)
この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハの合計額です。

イ 第一表の**所得金額等**「⑫合計」欄の金額

ロ 第三表の**所得金額**「⑦一般株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の**所得金額**「⑧上場株式等の譲渡」欄の金額(赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,850,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,500円
合計所得金額	10,586,000円

⑥ 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の **所得金額等** 「⑫合計」欄に記載した金額(16ページ参照)と **所得から差し引かれる金額** 「⑳合計」欄に記載した金額(18ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑳欄の金額 = A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑳欄の金額(1,530,000円)が⑫欄の金額(9,850,000円)から引ききれいていますから、その残額である8,320,000円を⑦⑦欄に書き、⑦①欄、⑦②欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を⑧①欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑦欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額
8,320,000円 × 0.23 - 636,000円 = 1,277,600円 (⑧⑤欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15% (他に住民税5%) ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例の場合、以下のように⑧①欄の金額を区分して、税額を計算します。

	課税される所得金額(⑧①欄)	所得税の税率		分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】	152,000円	× 0.15	=	22,800円
【上場株式等】	583,000円	× 0.15	=	87,450円
合計金額	22,800円	+ 87,450円	=	110,250円 (⑧⑧欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑥⑥							
	軽減分	⑥⑦							
長期譲渡	一般分	⑥⑧							
	特定分	⑥⑨							
	軽減分	⑦①							
税	一般株式等の譲渡	⑦①				152,500	00		
	上場株式等の譲渡	⑦②				583,500	00		
	上場株式等の配当等	⑦③							
	先物取引	⑦④							
	山林	⑦⑤							
	退職	⑦⑥							
税	総合課税の合計額(申告書第一表の⑫)	⑫				9,850,000	00		
	所得から差し引かれる金額(申告書第一表の⑳)	⑳				1,530,000	00		
税	⑫ 対応分	⑦⑦				8,320,000	00		
	⑥⑥ 対応分	⑦⑧					000		
	⑥⑧⑨ 対応分	⑦⑨					000		
	⑦①② 対応分	⑧①				735,000	00		
	⑦③ 対応分	⑧②					000		
	⑦④ 対応分	⑧③					000		
	⑦⑤ 対応分	⑧④					000		
	⑦⑥ 対応分	⑧⑤					000		

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税	⑦⑦ 対応分	⑧⑤				1,277,600	00		
	⑦⑧ 対応分	⑧⑥							
	⑦⑨ 対応分	⑧⑦							
	⑧① 対応分	⑧⑧				110,250			
	⑧② 対応分	⑧⑨							
	⑧③ 対応分	⑨①							
	⑧④ 対応分	⑨②							
税	⑧⑤から⑧⑨までの合計(申告書第一表の⑧⑧に転記)	⑧⑧				1,387,850			

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

FA2202		確定申告書	
フリガナ	コクセイ イイチロウ	氏名	国税 一郎
会社員	屋号・雅号	世帯主の氏名	国税一郎
整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯	000-xxxx-xxxx
課税される所得金額	(30)	000	
上の(30)に対する税額	(31)	1387850	
配当控除	(32)		
住宅耐震改修特別控除等	(34)	00	
差引所得税額	(41)	1387850	
災害減免額	(42)		
再差引所得税額(基準所得税額)	(43)	1387850	
復興特別所得税額	(44)	29144	
所得税及び復興特別所得税の税額	(45)	1416994	
源泉徴収税額	(48)	1273900	
申告納税額	(49)	143000	
第3期分の税額	(51)	143000	
修正前の第3期分の税額	(53)		
第3期分の税額の増加額	(54)	00	
公的年金等以外の合計所得金額	(55)		
配偶者の合計所得金額	(56)		
専従者給与(控除)額の合計額	(57)		
青色申告特別控除額	(58)		
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	(59)		
未納付の源泉徴収税額	(60)		
本年分で差し引く繰越損失額	(61)		
平均課税対象金額	(62)		
変動・臨時所得金額	(63)		
申告期限までに納付する金額	(64)	00	
延納届出額	(65)	000	

転記します。

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～④④住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額

③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④④欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)

④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の税額

④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(17ページ参照)。

④⑨ 申告納税額

④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 ☞ 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 ☞ そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「⑤①納める税金」の2分の1以上の金額を令和5年3月15日(水)までに納付することにより、その残額を、令和5年5月31日(水)まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。

【事例3】 特定口座を利用しているケース

私は、令和4年中にS証券西口支店及びT証券東口支店の特定口座（源泉徴収は選択していません。）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分（S証券分）	1,400,000円	1,000,000円	400,000円
上場分（T証券分）	1,000,000円	383,000円	617,000円
合計	2,400,000円	1,383,000円	1,017,000円

また、U証券南口支店で次の上場株式の取引を行いました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	株数	売渡日	売却金額	委託手数料	購入日	購入金額
F電気	1,000株	1月14日	700,000円	7,000円	平成21年3月6日	900,000円
G商事	1,000株	4月8日	1,000,000円	10,000円	平成20年10月3日	600,000円

私はこれらの収入以外にも、パート収入（収入金額70万円）がありましたが、夫が、夫の給与所得について年末調整で配偶者控除の適用を受けていました。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます（25ページ参照）。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように②面から転記してください。

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、合計して「上場株式等」に転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など(52ページの(注2)参照)がある場合の記載方法については、①面の(注)をご覧ください。

1面

【令和4年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

（この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。）

住所 (前住所)	C市〇〇町1-12-501	フリガナ 氏名	カントウ 関東	イブコ 信子
電話番号 (連絡先)	〇〇-△△△-XXXX	職業	会社員	関与税理士名 (電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

収入金額	円	
	一般株式等	上場株式等
譲渡による収入金額①		4,100,000
その他の収入②		
小計①+②③	申告書第三表⑤へ	申告書第三表⑥へ
取得費(取得価額)④		2,883,000
譲渡のための委託手数料⑤		17,000
⑥		
小計④から⑥までの計⑦		2,900,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)		
差引金額⑧-⑦-⑧⑨		1,200,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)		
所得金額⑩-⑩⑪	申告書第三表⑦へ	赤字の場合は申告書第三表⑧へ
⑪		1,200,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)		申告書第三表⑨へ
⑫		
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)	申告書第三表⑩へ	申告書第三表⑩へ
⑬		1,200,000

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、②面の2の「譲渡の対価の額（収入金額）」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄2,400,000円と②面の【参考】の「譲渡による収入金額」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄1,700,000円を合計して、①面の「収入金額」の①欄（「譲渡による収入金額」欄）に書いてください。

また、②面の2の「取得費及び譲渡に要した費用の額等」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄1,383,000円と②面の【参考】の「取得費（取得価額）」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄1,500,000円を合計して、①面の「必要経費又は譲渡に要した費用等」の④欄（「取得費（取得価額）」欄）に書いてください。

【事例3】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「**上場株式等**」の取引に該当します。

特定口座の取引と特定口座以外での取引がある場合には、これらの取引を「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で合算して計算します。計算すると次のとおりとなります。

収入金額 **必要経費等** **差引金額**
 (上場株式等) **4,100,000 円** - **2,900,000 円** = **1,200,000 円**

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」で行いますので、24 ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

○ この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、**133,200 円**となります。

○ なお、合計所得金額（16 ページ参照）が**48 万円**を超える場合には、その方の配偶者の方は「**配偶者控除**」の適用を受けることはできません。また、合計所得金額が**133 万円**を超える場合には、その方の配偶者の方は「**配偶者特別控除**」の適用も受けることはできません。したがって、この事例では、あなたの配偶者（夫）は給与所得について年末調整で適用を受けている「**配偶者控除**」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）を計算した確定申告書を提出する必要があります（27 ページ参照）。

事例3（記載例）

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

2 面（計算明細書）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 簡易口座	S 証券会社 銀行 西口	1,400,000	1,000,000	400,000	—
源泉口座 簡易口座	T 証券会社 銀行 東口	1,000,000	383,000	617,000	—
合計(上場株式等(特定口座))		2,400,000	1,383,000	1,017,000	—

S 証券分

令和4年分 特定口座年間取引報告書

住所(氏名)	C市〇〇町1-12-501	フリガナ	カネウチ ノブコ	特定口座	<input checked="" type="radio"/> 源泉 <input type="radio"/> 簡易
氏名	関東 信子	生年月日	明・大 41・8・4	日帰りで申告する	<input type="radio"/> 29・6・2
前年度所得の住所又は住所				源泉徴収の届出	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし

譲渡区分	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)
上場分	1,400,000	1,000,000	400,000
特定信用分			
合計	1,400,000	1,000,000	400,000

所在地 C市△△町7-8
金融商品取引業者等 名称 S証券西口支店

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取年月日
一般株式等 上場株式等	—	—	2,000	U証券 南口支店	1,700,000	1,500,000	17,000	(—)
合計		一般株式等 上場株式等(一般口座)			1,700,000	1,500,000	17,000	

T 証券分

令和4年分 特定口座年間取引報告書

住所(氏名)	C市〇〇町1-12-501	フリガナ	カネウチ ノブコ	特定口座	<input type="radio"/> 源泉 <input checked="" type="radio"/> 簡易
氏名	関東 信子	生年月日	明・大 41・8・4	日帰りで申告する	<input type="radio"/> 29・9・1
前年度所得の住所又は住所				源泉徴収の届出	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし

譲渡区分	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)
上場分	1,000,000	383,000	617,000
特定信用分			
合計	1,000,000	383,000	617,000

所在地 C市△△町4-5
金融商品取引業者等 名称 T証券東口支店

《参考》
源泉徴収口座を申告する場合には、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄、申告書第一表⑨欄及び申告書第三表(分離課税用)⑩欄に源泉徴収税額等を転記してください。
転記の方法については、56 ページをご覧ください。

上場株式等については、金融商品取引業者等ごとにまとめて、区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料を書いてください。
なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(16ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(0□に「4」と書きます)、空白部分(「確定」と書きます)。
- ② 住所(居所・事業所等を含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

申告書第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

令和5年2月16日 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 C市〇〇町1-12-501

フリガナ カントウ ノフ コ

氏名 関東 信子

職業 会社員

世帯主の氏名 関東 越郎

世帯主との続柄 妻

収入金額等 所得金額等

収入金額	給与	700000
所得金額	給与	150000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	150000
所得から差し引かれる金額	基礎控除	480000
所得から差し引かれる金額	雑損控除	480000

修正申告欄

修正前の第3期分の税額(適用の場合を除く) 63

第3期分の税額の増加額 64 00

公的年金等以外の合計所得金額 65

配偶者の合計所得金額 66

青色申告特別控除額 67

雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 68

未納付の源泉徴収税額 69

本年分差引 70

平均課税 71

変動相場時 72

申告期限 73

収入金額等 所得金額等

パート収入は給与となりますので、これらの欄についても記載する必要があります。

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例の場合には、「給与所得の源泉徴収票」から左のように転記できます。

第三表12欄へ(26ページ)

第三表29欄へ(26ページ)

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例2】の記載例(17ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 C市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

種別	内	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料	700000	150000	480000	0	

(源泉) 控除対象配偶者(配偶者(特別)) 控除対象扶養親族の数 退職金 障害者の数 非居住者

未成年者 外国人 死亡退職

支払者 住所(居所)又は所在地 □□市中央3-11-10

氏名又は名称 ○〇株式会社

13欄から24欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、13欄から24欄の記載を省略し、25欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

この事例では、24欄の記載を省略しています。

6 第三表の「税金の計算」の箇所を書きます。

第一表の「所得金額等」〔⑫合計〕欄に記載した金額（24ページ参照）と「所得から差し引かれる金額」〔⑲合計〕欄に記載した金額（24ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額（赤字の場合は0円）－ ⑲欄の金額 = A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑳欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑲欄の金額（480,000円）が⑫欄の金額（150,000円）から引ききれませんから、その引ききれなかった金額（330,000円）を⑳欄の金額（1,200,000円）から引き、その残額である870,000円を㉑欄に書きます（㉑欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑬欄から直接転記はしません。）。

「税額」の計算

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(㉑欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額
【上場株式等】 870,000円 × 0.15 = 130,500円

……(㉒欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得課税金額	短期譲渡	一般分 ⑥⑥							
		軽減分 ⑥⑦							
	長期譲渡	一般分 ⑥⑧							
		特定分 ⑥⑨							
	税金	軽減分 ⑦⑩							
		一般株式等の譲渡 ⑦⑪							
		上場株式等の譲渡 ⑦⑫					1 200 000		
		上場株式等の配当等 ⑦⑬							
		先物取引 ⑦⑭							
		山林退職 ⑦⑮							
	税金の計算	総合課税の合計額(申告書第一表の⑫)	⑫				1 500 000		
		所得から差し引かれる金額(申告書第一表の⑲)	⑲				4 800 000		
		⑫ 対応分 ⑦⑰	⑦⑰					0 00	
⑥⑥⑥⑦ 対応分 ⑦⑱		⑦⑱					0 00		
⑥⑥⑥⑦⑩ 対応分 ⑦㉑		⑦㉑					0 00		
⑦⑫⑭ 対応分 ⑧⑰		⑧⑰				8 70	0 00		
⑦⑬ 対応分 ⑧⑱		⑧⑱					0 00		
⑦⑭ 対応分 ⑧㉑		⑧㉑					0 00		
⑦⑮ 対応分 ⑧㉒		⑧㉒					0 00		
⑦⑯ 対応分 ⑧㉓		⑧㉓					0 00		

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算	⑦⑰ 対応分 ⑧⑰	⑧⑰						
	⑦⑱ 対応分 ⑧⑱	⑧⑱						
	⑦㉑ 対応分 ⑧㉑	⑧㉑						
	⑧⑰ 対応分 ⑧㉒	⑧㉒				1 30 500		
	⑧⑱ 対応分 ⑧㉓	⑧㉓						
	⑧㉑ 対応分 ⑧㉔	⑧㉔						
	⑧㉒ 対応分 ⑧㉕	⑧㉕						
	⑧㉓ 対応分 ⑧㉖	⑧㉖						
	⑧㉔ 対応分 ⑧㉗	⑧㉗						
	⑧㉕ 対応分 ⑧㉘	⑧㉘						
⑧㉖から⑧㉘までの合計(申告書第一表の⑬に転記)	⑧㉙				1 30 500			

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

FA2202		第一表 (令和四年分以降用)
確定申告書		
フリガナ	カントウ ノブ コ	
氏名	関東 信子	
社員	関東越郎	妻
課税される所得金額 (⑫-⑳)又は第三表 上の㉑に対する税額 又は第三表の㉑	000	③①
配当控除	130500	③②
住宅耐震改修 特別控除等	00	③③
引当金等特別控除	00	③④
差引所得税額 (㉑-㉒-㉓-㉔)	130500	④①
災害減免額		④②
再差引所得税額(基準所得税額) (㉕-㉖)	130500	④③
復興特別所得税額 (㉗×2.1%)	2740	④④
所得税及び復興特別所得税の額 (㉕+㉗)	133240	④⑤
源泉徴収税額		④⑧
申告納税額 (㉕-㉖-㉗-㉘)	133200	④⑨
第3期分の税額 (㉙-㉚) 還付される税金	133200	⑤①
修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)		⑤③
第3期分の税額の増加額	00	⑤④

転記します。

④① 差引所得税額
③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)
④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑨ 申告納税額
④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合 ☑ 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
赤字の場合 ☑ そのままの金額の頭に△を付して書きます。

《注意》
この事例の場合、夫が年末調整で配偶者控除の適用を受けていますが、妻が株式等を売却したことにより、妻の合計所得金額(16ページ参照)は給与所得の金額(15万円)と上場株式等に係る譲渡所得等の金額(120万円)の合計135万円となりますので、夫の所得税の計算上、「配偶者(特別)控除」(18ページ参照)の適用は受けられません。そのため、妻の申告とは別に、夫も確定申告をする必要があります。

事例3(記載例)

振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和5年3月15日(水)までに「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。また、「**令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の45ページも使用できます。)に必要事項を記入し、所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください(**e-Tax**により提出することもできます)。

既に振替納税をご利用中の方は、上記の依頼書を提出する必要はありません(転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、申告書第一表の「振替継続希望」欄を「○」で囲むことにより、引き続き振替納税を利用することができます。詳しくは、「**令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の2、7ページを参照してください)。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

【事例4】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース

私は、令和4年中に次の上場株式を、W証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
H設備	平成20年4月9日	1,000株	3,300,000円	令和4年3月16日	37,000円	3,700,000円
I出版	平成20年7月2日	1,000株	2,500,000円	令和4年5月11日	13,000円	1,300,000円
J食品	平成20年12月10日	1,000株	1,400,000円	令和4年11月9日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
K建材	平成18年4月5日	10,000株	500,000円	令和4年9月7日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、②面から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページの（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を②面から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を②面から転記してください。

②面の「【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細」欄の書き方は15ページを参照してください。

1 面
【令和4年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書等を作成することができます。

住所 (前住所)	D市△△町3-16-4	フリガナ 氏名	カナザワ ジョウ 金沢 二郎
電話番号 (連絡先)	×××-△△△-〇〇〇〇	職業	無職
		関与税理士名 (電話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

収入金額	一般株式等		上場株式等	
	円	円	円	円
譲渡による収入金額 ①	700,000	5,700,000		
その他の収入 ②				
小計 (①+②) ③	700,000	5,700,000		
取得費 (取得価額) ④	500,000	7,200,000		
譲渡のための委託手数料 ⑤		57,000		
小計 (④から⑥までの計) ⑦	500,000	7,257,000		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) ⑧				
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	200,000	△1,557,000		
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) ⑩				
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	200,000	△1,557,000		
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫				
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	200,000			

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の⑪から⑬までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内容）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 「⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※3 「⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 「⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合は、税務署にお尋ねください。

特別適用条文 措法 条の
措法 条の

整理欄 (令和4年分以降用)

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

【事例4】の解説

- あなたがお売りになった株式のうち、H 設備、I 出版、J 食品の株式は「上場株式等」に該当します。また、上場していないK 建材の株式については、「一般株式等」に該当します。

これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（51 ページ参照））。

	収入金額	必要経費等	差引金額	
(一般株式等)	700,000 円	- 500,000 円	= 200,000 円	→ 損益の通算 は 不可
(上場株式等)	5,700,000 円	- 7,257,000 円	= △ 1,557,000 円	

- 上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52 ページ参照）。この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

（注）この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

- 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、30 ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①令和4年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和4年分の特設課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和4年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表（1面上部）

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 <small>（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）</small>	
<small>住所（又は居所・事業所等）</small> D市△△町3-16-4	<small>フリガナ</small> カナザワ ジロウ <small>氏名</small> 金沢 二郎

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。

- ① 申告年分（「令和_年分」の空欄に「4」と書きます。）
- ② 住所（居所・事業所等を含みます。）、氏名

確定申告書付表（1面下部）

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額	
<small>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</small> <small>（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「[面]の「上場株式等」の①欄の金額）</small>	① 1,557,000 円
<small>上場株式等に係る譲渡損失の金額</small> <small>（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「[面]の「上場株式等」の②欄の金額）</small>	② 1,557,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 <small>（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）</small>	③ 1,557,000 円

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

確定申告書付表（1面下部）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額	
<small>本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額</small> <small>（③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。）</small>	⑤ 1,557,000 円
<small>本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額</small> <small>（③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。）</small>	⑥

令和4年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページの（注2）参照）がある場合の記載方法については、1面の1(1)※をご覧ください。

確定申告書付表（2面上部）

生じた年	損失の金額	譲渡損失の金額（※1）	繰越損失の金額
本年の3年前分 （令和_年分）	④ 前年分の付表の⑤欄の金額 円	⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
本年の2年前分 （令和_年分）	④ 前年分の付表の⑤欄の金額 円	⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円	
本年の前年分 （令和_年分）	④ 前年分の付表の⑤欄の金額 円	⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円	⑧ (④-⑥-⑦) 円
本年分	⑨ 計算明細書の「上場株式等」の⑨ 円	⑩ 申告書第三表等へ	⑩ (④-⑥-⑦) 円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)			⑪ 1,557,000 円

この事例の場合、③欄の金額（1,557,000円）を⑤欄へ、⑤欄の金額を①欄へ転記します。①欄の金額（1,557,000円）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書きまますので、この事例では記入の必要はありません。

3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 FA2302

住所 D市△△町3-16-4
氏名 金沢 二郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額)

所得の種類	種目	収入金額	源泉徴収額
雑	年金	2,499,600	67,646
④ 源泉徴収額の合計額			67,646

⑬ 社会保険料控除

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
源泉徴収分	34,500	

⑭ 配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
金沢 秋子	△△△△△△△△△△△△	配偶者	31.6.1	特 別	特 別	特 別	特 別

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

- 社会保険料控除等に関する事項
あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます(国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります)。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑬社会保険料控除」の保険料等の種類の欄に、「源泉徴収分」と書いてください。

○ 配偶者や親族に関する事項

この事例では、「配偶者控除」(18ページ参照)の適用があるため、最上段の行に、配偶者の氏名、マイナンバー(個人番号)、生年月日を記入します。

なお、あなたの合計所得金額(16ページ参照)が1,000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除を適用することはできません。

また、扶養親族がいる場合は、2行目以降に、扶養親族の氏名、マイナンバー(個人番号)、続柄、生年月日等を記入します。

詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

4 第一表の 所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

事例4(記載例)

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の12)	12	1,399,600
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の29)	29	894,500
	⑫ 対応分	77	505,000
	⑥⑦ 対応分	78	000
	⑥⑧⑦ 対応分	79	000
	⑦⑫ 対応分	80	200,000
	⑬ 対応分	81	000
	⑭ 対応分	82	000
	⑮ 対応分	83	000
	⑯ 対応分	84	000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算	⑦⑭ 対応分	85	252,500
	⑮ 対応分	86	
	⑯ 対応分	87	
	⑰ 対応分	88	30,000
	⑱ 対応分	89	
	⑲ 対応分	90	
	⑳ 対応分	91	
	㉑ 対応分	92	
	㉒から㉔までの合計 (申告書第一表の㉒に転記)	93	552,500

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑲欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑭欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。次に⑥⑦欄から⑦⑭欄までの金額を、対応する⑮欄から⑲欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥⑦欄から⑦⑭欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑮欄から⑲欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑲欄の金額(894,500円)が⑫欄の金額(1,399,600円)から引ききれずに残っていますから、その残額である505,000円[1,000円未満切り捨て]を⑦⑭欄に書き、⑮欄の金額は、⑰欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます(20ページ参照)。

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%(他に住民税5%)ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(㉒欄) 200,000円 × 所得税の税率 0.15 = 分離課税の所得金額に対する税額 30,000円(㉔欄に書きます。)

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

税金の計算	課税される所得金額 (㉒)又は第三表上の欄に対する税額 又は第三表の㉔	30	000
	配当控除	31	552,500
	⑬ 対応分	32	
	⑭ 対応分	33	00
	政党等寄附金等特別控除	34	
	住宅耐震改修特別控除等	35	
	雑所得・一時所得等 (㉒)に対する税額	41	552,500
	災害減免額	42	
	高所得者等特別控除 (㉒)に対する税額	43	552,500
	復興特別所得税 (㉒)に対する税額	44	116,000
所得税及び復興特別所得税の額 (㉒+㉔)	45	564,100	
外国控除等	46		
源泉徴収税額	48	67,646	
申告納税額	49	△112,336	
予定納税額 (第1期分・第2期分)	50		
第3期分の納める税金の税額	51	00	
④(㉒) - ④(㉒)	52	△112,336	
修正申告	53		
第3期分の税額の増加額	54	00	
その他	公的年金等以外の合計所得金額	55	200,000
	配偶者の合計所得金額	56	
	専従者給与(控除)額の合計額	57	
	青色申告特別控除額	58	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	59	67,646

⑤⑤ 公的年金等以外の合計所得金額

公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額を記入します。詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の29ページをご覧ください。

⑤⑥ 配偶者の合計所得金額

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。

⑤⑨ 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額

「源泉徴収税額」(④⑧の金額)に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を⑤⑨欄に書いてください。

添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、25ページの「添付書類」の2を参照してください。

転記します。

【事例5】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース

私は、令和4年中にY証券大手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。
そして、Y証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

また、この特定口座を通じて上場株式会社であるL電気の配当（収入金額80,000円）と公募公社債であるM市の地方債の利子（収入金額20,000円）を受け取りました。この配当と利子以外に、上場株式会社であるN建設の配当（収入金額40,000円）をこの口座の開設前に受け取っています。
私は、これらの収入以外に、給与（収入金額9,065,400円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

1 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この事例の場合には、Y証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている住所が現在の住所と異なる場合には、現在の住所を記載されている住所の上段に書いてください。

令和4年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。この事例の場合、一の特定口座のみを申告しますので、「特定口座年間取引報告書」の③欄の金額（△219,000円）を△を付けずに転記することができます。

令和4年分 特定口座年間取引報告書

住所(居所)	フリガナ	タカマツ サブロウ	勤定の種別	① 第2 信託 証券等
F市△△町9-8-7 E市○○町1-3-2	氏名	高松 三郎	口座開設年月日	4・5・6
前回提出時の住所又は居所	生年月日	明・大・⑧ 平・令 40・11・3	源泉徴収の選択	<input type="radio"/> 有 2 無

譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
上場分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
④ 株式、出資又は基金	80,000円	12,252円	4,000円			
⑤ 特定株式投資信託						
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)						
⑦ オープン型証券投資信託						
⑧ 国外株式又は国外投資信託等						
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	80,000円	12,252円	4,000円			
⑩ 公社債	20,000円	3,063円	1,000円			
⑪ 社債的受益権						
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑩及び⑪以外)						
⑬ オープン型証券投資信託						
⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等						
⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	20,000円	3,063円	1,000円			
⑯ 譲渡損失の金額	219,000円					
⑰ 差引金額 (⑯+⑮-⑱)	0円					
⑲ 納付税額		0円	0円			
⑳ 還付税額 (⑲+㉑-㉒)		15,315円	5,000円			

所在地	名称
E市△△町4-5	Y証券大手支店

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第〇期 配当金明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	4000円	40000円	15.315%	6126円	33874円
			住民税率 5%	住民税額 2000円	

〇〇〇-〇〇〇〇 E市〇〇町1-3-2
株主 高松 三郎 様

令和4年4月22日 N建設株式会社

確定申告書の提出に当たり、特定口座年間取引報告書及び上場株式配当等の支払通知書の添付は原則不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、これらの書類が必要ですので、忘れずにお持ちください。

事例5 (記載例)

【事例5】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、L電気、N建設の株式の配当とM市の地方債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、申告分離課税により申告する場合は、上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額と損益通算することができます。

損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができますが、この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります（53ページ参照）。

（注）この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

これらの上場株式等の取引による譲渡損失の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	-	必要経費等	=	差引金額	→	通算後の差引金額
（譲渡分）	1,900,000円		2,119,000円		△219,000円		△79,000円
（利子・配当分）	140,000円		0円		140,000円		0円

※ 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除などは適用できません（【事例1】及び【事例6】も同じです）。

○ 株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、申告書に添付しますが、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、36ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

確定申告書付表(1面)

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所 F市△○町9-8-7	フリガナ タカマツ サブロウ	氏名 高松 三郎
-------------------------	--------------------------	--------------------

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。）

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 <small>（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の③欄の金額）</small>	①	219,000円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） <small>（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の④欄の金額）</small>	②	219,000円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 <small>（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）</small>	③	219,000円

※ ②欄の金額は、所得税特別控除は第27条の4の2の第3項に相当する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の④欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	当所得に係る負債の利子
Y証券大手支店	100,000円	
N建設株式会社	40,000円	
合計	140,000円	

（注）利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③-④） <small>（③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）</small>	⑤	79,000円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④-③） <small>（③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）</small>	⑥	0円

確定申告書付表(2面上部)

本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（③+④+⑤）	⑨	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑥+⑦+⑧）	⑩	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 <small>（⑤+⑦+⑧）</small>	⑪	79,000円

この付表の作成が必要なケースは【事例4】の29ページで説明していますので、参照してください。

【事例4】の記載例の書き方（29ページ）を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額（特定口座年間取引報告書の⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額）も併せて申告しなければなりません（55ページの【注意】参照）。

⑤欄の金額は、「確定申告書付表」1面の③欄に記載がある方が書いてください。この事例の場合、③欄の金額（219,000円）から④欄の金額（140,000円）を差し引いた残りの金額（79,000円）を書いてください。

⑥欄の金額は、「確定申告書付表」1面の④欄に記載がある方が書いてください。この事例の場合、④欄の金額（140,000円）より③欄の金額（219,000円）の方が大きいので0と書いてください。

この事例の場合、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がないので、⑪欄へ転記します。

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(16ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(00に「4」と書き、空白部分(「確定」と書き、)を記入してください。
- ② 住所(居所・事業所等を含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】

上場株式等の配当等については、その支払の際に**20.315%**(所得税及び復興特別所得税**15.315%**、住民税**5%**)の税率による源泉徴収がされます。

また、上場株式等の配当等に係る配当所得について申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます(※)。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります(62ページ参照)。

※ 上場株式等の配当等に係る利子所得は総合課税を選択することはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の⑦欄及び⑩欄に記載し、「申告書第一表」の④欄及び⑤欄には記載しません。

⑬欄から⑲欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑲欄の記載を省略し、⑳欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。
この事例では、⑬欄、⑮欄、⑯欄、⑰～⑲欄、㉑欄の記載を省略しています。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書第一表

令和5年2月16日 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 F市△町9-8-7 個人番号 △△△△△△×××××× 生年月日 340.11.03

現在の住所又は居所 事業所等 E市〇〇町1-3-2 職業 会社員 屋号・雅号 高松 三郎 世帯主との続柄 本人

収入金額等	所得金額等	税	計	算	他
① 給与 9065400	① 給与 7115400	① 課税される所得金額 300000	① 課税される所得金額 300000	① 課税される所得金額 300000	① 課税される所得金額 300000
② 退職給付 0	② 退職給付 0	② 課税される所得金額 0	② 課税される所得金額 0	② 課税される所得金額 0	② 課税される所得金額 0
③ 配当 0	③ 配当 0	③ 課税される所得金額 0	③ 課税される所得金額 0	③ 課税される所得金額 0	③ 課税される所得金額 0
④ 雑所得 0	④ 雑所得 0	④ 課税される所得金額 0	④ 課税される所得金額 0	④ 課税される所得金額 0	④ 課税される所得金額 0
⑤ 合計 9065400	⑤ 合計 7115400	⑤ 課税される所得金額 300000	⑤ 課税される所得金額 300000	⑤ 課税される所得金額 300000	⑤ 課税される所得金額 300000

第三表(29欄へ) (39ページ)

第三表(29欄へ) (39ページ)

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払元(会社) F市△町9-8-7

氏名 高松 三郎

種類	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	9065400	7115400	2124296	582600
社会保険料等の金額	380000			
合計	1147796	835000	33000	

支払先(個人) 〇〇市〇〇町3-5-7 株式会社 △△商事

事例5(記載例)

3 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、【事例2】の17ページ、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

令和 **04** 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 FA2302

住所 F市△町9-8-7
氏名 高松 三郎

所得の種類	種目	収入金額	源泉徴収額
給与	株式会社△商事 1234567890123	9,065,400	582,600
配当	株式の配当 N建設株式会社	40,000	6,126
源泉徴収額の合計額			588,726

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

確定申告書を提出して上場株式等に係る配当所得等の金額について申告する場合、次の書類の添付は原則として不要です（4を除き、分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける場合には添付が必要となる場合があります。）

- 上場株式配当等の支払通知書
- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、これらの書類が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【支払通知書（上場株式配当等の支払通知書）】

第〇期 配当金明細書				
ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額
1000株	4000円	40000円	15.315%	6126円
			住民税率	住民税額
			5%	2000円
税引後配当金額		31874円		

〇〇〇-〇〇〇〇 E市〇〇町1-3-2
株主 高松 三郎 様

令和4年4月22日
N建設株式会社

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税**15.315%**、住民税**5%**の合計**20.315%**が源泉徴収されています。所得税及び復興特別所得税（**15.315%**）の税額は、「源泉徴収税額」欄に書いてください。

なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください（56ページ参照）。この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていないので、記入の必要はありません。

住民税・事業税に関する事項

申告する上場株式等の配当等の住民税（**5%**）の税額は左欄の「配当割額控除額」欄に記入してください。ただし、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○をする場合は記入しないでください。詳しくは57ページを参照してください。

「株式等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記載の必要はありません。

事例5（記載例）

4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、【事例2】の18ページをご覧ください。また、所得から差し引かれる金額は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

6 第三表の税金の計算、その他の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫	7115400
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㉙)	㉙	2124296
	⑫ 対応分	⑦⑦	4991000
	⑯⑰ 対応分	⑦⑧	000
	⑱⑲⑳ 対応分	⑦⑨	000
	㉑㉑ 対応分	⑧①	000
	㉒ 対応分	⑧②	000
	㉓ 対応分	⑧③	000
	㉔ 対応分	⑧④	000

第一表の **所得金額等**「⑫合計」欄に記載した金額(36ページ参照)と **所得から差し引かれる金額**「㉙合計」欄に記載した金額(36ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ㉙欄の金額 = A
として

Aの金額が黒字の場合
Aの金額を⑦⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください(詳しくは【事例2】の20ページを参照してください)。

この事例の場合、⑫欄の金額(7,115,400円)から㉙欄の金額(2,124,296円)を差し引いた残りの金額(4,991,000円)[1,000円未満切捨て]を⑦⑦欄に書いてください。

Aの金額が赤字の場合
【事例3】の26ページを参照してください。

⑦①欄及び⑦②欄の金額がいずれも1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)、⑧①欄の記入の必要はありません。

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算	⑦⑦ 対応分	⑧⑤	570700
	⑦⑧ 対応分	⑧⑥	
	⑦⑨ 対応分	⑧⑦	
	⑧① 対応分	⑧⑧	
	⑧② 対応分	⑧⑨	
	⑧③ 対応分	⑧⑩	
	⑧④ 対応分	⑧⑪	
	⑧⑤ 対応分	⑧⑫	
	⑧⑥ 対応分	⑧⑬	
	⑧⑦ 対応分	⑧⑭	
	⑧⑧ 対応分	⑧⑮	
	⑧⑨ 対応分	⑧⑯	
	⑧⑩ 対応分	⑧⑰	
	⑧⑪ 対応分	⑧⑱	
	⑧⑫ 対応分	⑧⑲	
	⑧⑬ 対応分	⑧⑳	
	⑧⑭ 対応分	⑧㉑	
	⑧⑮ 対応分	⑧㉒	
	⑧⑯ 対応分	⑧㉓	
	⑧⑰ 対応分	⑧㉔	
	⑧⑱ 対応分	⑧㉕	
	⑧㉒ 対応分	⑧㉖	
	⑧㉓ 対応分	⑧㉗	
	⑧㉔ 対応分	⑧㉘	
	⑧㉕ 対応分	⑧㉙	
	⑧㉖ 対応分	⑧㉚	
	⑧㉗ 対応分	⑧㉛	
	⑧㉘ 対応分	⑧㉜	
	⑧㉙ 対応分	⑧㉝	
	⑧㉚ 対応分	⑧㉞	
	⑧㉛ 対応分	⑧㉟	
	⑧㉜ 対応分	⑧㊱	
	⑧㉝ 対応分	⑧㊲	
	⑧㉞ 対応分	⑧㊳	
	⑧㉟ 対応分	⑧㊴	
	⑧㊱ 対応分	⑧㊵	
	⑧㊲ 対応分	⑧㊶	
	⑧㊳ 対応分	⑧㊷	
	⑧㊴ 対応分	⑧㊸	
	⑧㊵ 対応分	⑧㊹	
	⑧㊶ 対応分	⑧㊺	
	⑧㊷ 対応分	⑧㊻	
	⑧㊸ 対応分	⑧㊼	
	⑧㊹ 対応分	⑧㊽	
	⑧㊺ 対応分	⑧㊾	
	⑧㊻ 対応分	⑧㊿	
	⑧㊼ 対応分	⑨①	570700
	⑧㊽ 対応分	⑨②	
	⑧㊾ 対応分	⑨③	
	⑧㊿ 対応分	⑨④	
	⑨⑤ 対応分	⑨⑤	79000
	⑨⑥ 対応分	⑨⑥	
	⑨⑦ 対応分	⑨⑦	
	⑨⑧ 対応分	⑨⑧	
	⑨⑨ 対応分	⑨⑨	
	⑩① 対応分	⑩①	
	⑩② 対応分	⑩②	
	⑩③ 対応分	⑩③	
	⑩④ 対応分	⑩④	
	⑩⑤ 対応分	⑩⑤	
	⑩⑥ 対応分	⑩⑥	
	⑩⑦ 対応分	⑩⑦	
	⑩⑧ 対応分	⑩⑧	
	⑩⑨ 対応分	⑩⑨	
	⑪① 対応分	⑪①	
	⑪② 対応分	⑪②	
	⑪③ 対応分	⑪③	
	⑪④ 対応分	⑪④	
	⑪⑤ 対応分	⑪⑤	
	⑪⑥ 対応分	⑪⑥	
	⑪⑦ 対応分	⑪⑦	
	⑪⑧ 対応分	⑪⑧	
	⑪⑨ 対応分	⑪⑨	
	⑫① 対応分	⑫①	
	⑫② 対応分	⑫②	
	⑫③ 対応分	⑫③	
	⑫④ 対応分	⑫④	
	⑫⑤ 対応分	⑫⑤	
	⑫⑥ 対応分	⑫⑥	
	⑫⑦ 対応分	⑫⑦	
	⑫⑧ 対応分	⑫⑧	
	⑫⑨ 対応分	⑫⑨	
	⑬① 対応分	⑬①	
	⑬② 対応分	⑬②	
	⑬③ 対応分	⑬③	
	⑬④ 対応分	⑬④	
	⑬⑤ 対応分	⑬⑤	
	⑬⑥ 対応分	⑬⑥	
	⑬⑦ 対応分	⑬⑦	
	⑬⑧ 対応分	⑬⑧	
	⑬⑨ 対応分	⑬⑨	
	⑭① 対応分	⑭①	
	⑭② 対応分	⑭②	
	⑭③ 対応分	⑭③	
	⑭④ 対応分	⑭④	
	⑭⑤ 対応分	⑭⑤	
	⑭⑥ 対応分	⑭⑥	
	⑭⑦ 対応分	⑭⑦	
	⑭⑧ 対応分	⑭⑧	
	⑭⑨ 対応分	⑭⑨	
	⑮① 対応分	⑮①	
	⑮② 対応分	⑮②	
	⑮③ 対応分	⑮③	
	⑮④ 対応分	⑮④	
	⑮⑤ 対応分	⑮⑤	
	⑮⑥ 対応分	⑮⑥	
	⑮⑦ 対応分	⑮⑦	
	⑮⑧ 対応分	⑮⑧	
	⑮⑨ 対応分	⑮⑨	
	⑯① 対応分	⑯①	
	⑯② 対応分	⑯②	
	⑯③ 対応分	⑯③	
	⑯④ 対応分	⑯④	
	⑯⑤ 対応分	⑯⑤	
	⑯⑥ 対応分	⑯⑥	
	⑯⑦ 対応分	⑯⑦	
	⑯⑧ 対応分	⑯⑧	
	⑯⑨ 対応分	⑯⑨	
	⑰① 対応分	⑰①	
	⑰② 対応分	⑰②	
	⑰③ 対応分	⑰③	
	⑰④ 対応分	⑰④	
	⑰⑤ 対応分	⑰⑤	
	⑰⑥ 対応分	⑰⑥	
	⑰⑦ 対応分	⑰⑦	
	⑰⑧ 対応分	⑰⑧	
	⑰⑨ 対応分	⑰⑨	
	⑱① 対応分	⑱①	
	⑱② 対応分	⑱②	
	⑱③ 対応分	⑱③	
	⑱④ 対応分	⑱④	
	⑱⑤ 対応分	⑱⑤	
	⑱⑥ 対応分	⑱⑥	
	⑱⑦ 対応分	⑱⑦	
	⑱⑧ 対応分	⑱⑧	
	⑱⑨ 対応分	⑱⑨	
	⑲① 対応分	⑲①	
	⑲② 対応分	⑲②	
	⑲③ 対応分	⑲③	
	⑲④ 対応分	⑲④	
	⑲⑤ 対応分	⑲⑤	
	⑲⑥ 対応分	⑲⑥	
	⑲⑦ 対応分	⑲⑦	
	⑲⑧ 対応分	⑲⑧	
	⑲⑨ 対応分	⑲⑨	
	⑳① 対応分	⑳①	
	⑳② 対応分	⑳②	
	⑳③ 対応分	⑳③	
	⑳④ 対応分	⑳④	
	⑳⑤ 対応分	⑳⑤	
	⑳⑥ 対応分	⑳⑥	
	⑳⑦ 対応分	⑳⑦	
	⑳⑧ 対応分	⑳⑧	
	⑳⑨ 対応分	⑳⑨	
	㉑① 対応分	㉑①	
	㉑② 対応分	㉑②	
	㉑③ 対応分	㉑③	
	㉑④ 対応分	㉑④	
	㉑⑤ 対応分	㉑⑤	
	㉑⑥ 対応分	㉑⑥	
	㉑⑦ 対応分	㉑⑦	
	㉑⑧ 対応分	㉑⑧	
	㉑⑨ 対応分	㉑⑨	
	㉒① 対応分	㉒①	
	㉒② 対応分	㉒②	
	㉒③ 対応分	㉒③	
	㉒④ 対応分	㉒④	
	㉒⑤ 対応分	㉒⑤	
	㉒⑥ 対応分	㉒⑥	
	㉒⑦ 対応分	㉒⑦	
	㉒⑧ 対応分	㉒⑧	
	㉒⑨ 対応分	㉒⑨	
	㉓① 対応分	㉓①	
	㉓② 対応分	㉓②	
	㉓③ 対応分	㉓③	
	㉓④ 対応分	㉓④	
	㉓⑤ 対応分	㉓⑤	
	㉓⑥ 対応分	㉓⑥	
	㉓⑦ 対応分	㉓⑦	
	㉓⑧ 対応分	㉓⑧	
	㉓⑨ 対応分	㉓⑨	
	㉔① 対応分	㉔①	
	㉔② 対応分	㉔②	
	㉔③ 対応分	㉔③	
	㉔④ 対応分	㉔④	
	㉔⑤ 対応分	㉔⑤	
	㉔⑥ 対応分	㉔⑥	
	㉔⑦ 対応分	㉔⑦	
	㉔⑧ 対応分	㉔⑧	
	㉔⑨ 対応分	㉔⑨	
	㉕① 対応分	㉕①	
	㉕② 対応分	㉕②	
	㉕③ 対応分	㉕③	
	㉕④ 対応分	㉕④	
	㉕⑤ 対応分	㉕⑤	
	㉕⑥ 対応分	㉕⑥	
	㉕⑦ 対応分	㉕⑦	
	㉕⑧ 対応分	㉕⑧	
	㉕⑨ 対応分	㉕⑨	
	㉖① 対応分	㉖①	
	㉖② 対応分	㉖②	
	㉖③ 対応分	㉖③	
	㉖④ 対応分	㉖④	
	㉖⑤ 対応分	㉖⑤	
	㉖⑥ 対応分	㉖⑥	
	㉖⑦ 対応分	㉖⑦	
	㉖⑧ 対応分	㉖⑧	
	㉖⑨ 対応分	㉖⑨	
	㉗① 対応分	㉗①	
	㉗② 対応分	㉗②	
	㉗③ 対応分	㉗③	
	㉗④ 対応分	㉗④	
	㉗⑤ 対応分	㉗⑤	
	㉗⑥ 対応分	㉗⑥	
	㉗⑦ 対応分	㉗⑦	
	㉗⑧ 対応分	㉗⑧	
	㉗⑨ 対応分	㉗⑨	
	㉘① 対応分	㉘①	
	㉘② 対応分	㉘②	
	㉘③ 対応分	㉘③	
	㉘④ 対応分	㉘④	
	㉘⑤ 対応分	㉘⑤	
	㉘⑥ 対応分	㉘⑥	
	㉘⑦ 対応分	㉘⑦	
	㉘⑧ 対応分	㉘⑧	
	㉘⑨ 対応分	㉘⑨	
	㉙① 対応分	㉙①	
	㉙② 対応分	㉙②	
	㉙③ 対応分	㉙③	
	㉙④ 対応分	㉙④	
	㉙⑤ 対応分	㉙⑤	
	㉙⑥ 対応分	㉙⑥	
	㉙⑦ 対応分	㉙⑦	
	㉙⑧ 対応分	㉙⑧	
	㉙⑨ 対応分	㉙⑨	
	㉚① 対応分	㉚①	
	㉚② 対応分	㉚②	
	㉚③ 対応分	㉚③	
	㉚④ 対応分	㉚④	
	㉚⑤ 対応分	㉚⑤	
	㉚⑥ 対応分	㉚⑥	
	㉚⑦ 対応分	㉚⑦	
	㉚⑧ 対応分	㉚⑧	
	㉚⑨ 対応分	㉚⑨	
	㉛① 対応分	㉛①	
	㉛② 対応分	㉛②	
	㉛③ 対応分	㉛③	
	㉛④ 対応分	㉛④	
	㉛⑤ 対応分	㉛⑤	
	㉛⑥ 対応分	㉛⑥	
	㉛⑦ 対応分	㉛⑦	
	㉛⑧ 対応分	㉛⑧	
	㉛⑨ 対応分	㉛⑨	
	㉜① 対応分	㉜①	
	㉜② 対応分	㉜②	
	㉜③ 対応分	㉜③	
	㉜④ 対応分	㉜④	
	㉜⑤ 対応分	㉜⑤	
	㉜⑥ 対応分	㉜⑥	
	㉜⑦ 対応分	㉜⑦	
	㉜⑧ 対応分	㉜⑧	
	㉜⑨ 対応分	㉜⑨	
	㉝① 対応分	㉝①	
	㉝② 対応分	㉝②	
	㉝③ 対応分	㉝③	
	㉝④ 対応分	㉝④	
	㉝⑤ 対応分	㉝⑤	
	㉝⑥ 対応分	㉝⑥	
	㉝⑦ 対応分	㉝⑦	
	㉝⑧ 対応分	㉝⑧	
	㉝⑨ 対応分	㉝⑨	
	㉞① 対応分	㉞①	
	㉞② 対応分	㉞②	

【事例6】前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース

私は、令和4年中にZ証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000円	4,600,000円	400,000円

また、この特定口座を通じて上場株式会社であるO商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。

私は、これらの収入以外に、給与があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（令和元年分の損失250,000円、令和2年分の損失300,000円及び令和3年分の損失800,000円）あります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

①-1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書ってください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように2面から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページの（注2）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

この事例では、⑪欄の金額が赤字ですので、この金額を「申告書第三表」⑦②欄に転記してください。
なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑦②欄に△を付けて転記します（38ページ参照）。

この事例の場合、Z証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

【令和4年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	G市〇×町53-8	フリガナ 氏名	フクオカ ヨシコ 福岡 良子
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-×××-△△△△	職業	会社員
		関与税理士名 (電話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	5,000,000円
	その他の収入 ②		
	小計 (①+②) ③		5,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額) ④		4,600,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	⑥		
	小計 (④から⑥までの計) ⑦		4,600,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください) ⑧			
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨			400,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩			
所得金額 (⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください) ⑪		申告書第三表⑦へ	赤字の場合は申告書第三表⑦へ 400,000 申告書第三表⑨へ

添付書類
この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、25ページの「添付書類」の2を参照してください。

事例6(記載例)

【事例6】の解説

○ あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れた○
商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得等及び配
 当所得は申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除するこ
 とができます。

なお、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の**翌年以後
 3年間にわたり繰り越すことができます** (52 ページ参照)。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式
 等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株
 式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に 繰り越される金額
(譲渡分)	5,000,000 円	− 4,600,000 円	= 400,000 円 →	0 円
(配当分)	60,000 円	− 0 円	= 60,000 円 →	0 円
(繰越分)			△ 1,350,000 円 →	△ 890,000 円

○ 「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表 (分離課税用)」については、各【事例】の記載例
 の手順に沿って作成してください。

※ 令和4年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損
 失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書
 付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」を添付して提出する必要があります。

(注) この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (2面上部)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	Z 証券会社 銀行 () 山手 本店 支店 出張所 ()	5,000,000	4,600,000	400,000	61,260
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 () 本店 支店 出張所 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 () 本店 支店 出張所 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 () 本店 支店 出張所 ()				
合 計 (上場株式等 (特定口座))		5,000,000	4,600,000	400,000	61,260

申告する特定口
 座の上場株式等
 に係る譲渡所得等
 の金額については、
 源泉口座・簡易口
 座のいずれかを
 「○」で囲み、口
 座ごとに書いてく
 ださい。

「申告書第二
 表」の「所得の内
 訳 (所得税及び復
 興特別所得税の源
 泉徴収税額)」欄
 に転記してくださ
 い。

「源泉徴収税
 額」欄及び「株式
 等譲渡所得割額」
 欄の金額がある場
 合は、**【参考】源泉
 徴収口座を申告す
 る場合の転記方法**
 (56ページ)を参
 照して転記してく
 ださい。

特定口座開設者		フリガナ	フクオカ	ヨシコ	勘 定 の 種 別	① 贈与 ② 配当等	
住 所 (居 所)	G市○×町53- 8	氏 名	福岡 良子		口 座 開 設 年 月 日	27 . 7 . 10	
前 回 提 出 時 の 住 所 又 は 居 所		生 年 月 日	明・大・西 平・令	43 . 12 . 27	海 泉 徴 収 の 選 択	① 有 ② 無	
(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額 (所得税)	61,260	株式等譲渡所得割額 (住民税)	20,000	外国所得税の額	0
譲 渡 区 分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)				
上 場 分	5 000 000 円	4 600 000 円	400 000 円				
特 定 信 用 分							
合 計	5 000 000 円	4 600 000 円	400 000 円				

事例6 (記載例)

①-2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例4】の29ページで説明していますので、参照してください。

【事例4】の記載例の書き方(29ページ)を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

令和4年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください(【事例4】の29ページ参照)。
この事例では、黒字でするので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、令和4年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください(【事例5】の35ページ参照)。
この事例では、黒字でするので記入の必要はありません。

確定申告書付表(1面)

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

住所(又は住所事業所等) G市〇×町53-8
フリガナ 氏名 フクオカ ヨシコ 福岡 良子

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、△を付けずに書きます。〔2面〕の2も同じです。)

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額〕	①		円
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額〕	②		
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③		

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の③欄の括弧書の金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
Z証券 山手支店	60,000 円	
合計	申告書第三表⑤へ 60,000	⑥
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑤-⑥) (赤字の場合には0と書いてください。)		④ 60,000

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②欄の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	△を付けて、申告書第三表⑥へ
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①欄の記載がない場合には、⑤欄の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表⑥へ 60,000

確定申告書付表(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 令和 元年分	④(前年分の付表の⑦欄の金額) 円 250,000	⑩(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑨(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑤(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 令和 2 年分	⑥(前年分の付表の⑧欄の金額) 300,000	⑩(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (⑧-⑥-⑨) 円
本年の前年分 令和 3 年分	⑧(前年分の付表の⑤欄の金額) 800,000	⑩(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ (⑧-⑥-⑨)
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑩+⑨+⑧)		⑨ 計算明細書の「上場株式等」の⑩へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑤+⑦+⑧)		⑩ 申告書第三表⑥へ	

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用するための申告が必要で、その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。

第三表⑦欄へ(38ページ参照)

④～⑧欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください(「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)を参考に、該当の年分欄に記入してください。)

事例6(記載例)

令和 4 年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所(居所)	G市〇×町53-8	フリガナ	福岡 良子	勘定の種別	① 貯蓄 2 付帯 ② 配当等
	前提出出時の住所又は居所		氏名	福岡 良子	口座開設年月日	27・7・10
			生年月日	明・大・令 43・12・27 平・令	源泉徴収の滞り	① 有 2 無

種 別	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	上場株式配除額	外国所得税の額
④株式、出資又は基金	60,000	9,189	3,000			
⑤特定株式投資信託						
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)						
⑦オープン型証券投資信託						
⑧国外株式又は国外投資信託等						
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60,000	9,189	3,000			
⑩公社債						
⑪社債的受益権						
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(⑬及び⑭以外)						
⑬オープン型証券投資信託						
⑭国外公社債等又は国外投資信託等						
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)						
⑯譲渡損失の金額				(摘要)		
⑰差引金額(⑯+⑱-⑲)	60,000					
⑱納付税額		9,189	3,000			
⑲還付税額(⑱+⑳-㉑)						

「確定申告書付表」
 (1面)の1(2)「利子等・配当等の収入金額(税込)」欄に転記します(⑮欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額を転記します)。なお、⑰欄の金額を転記しないよう、ご注意ください(34、35ページ参照)。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書第二表」に転記してください(56ページ参照)。

「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の確認が必要となります。

《参考》令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)

《参考》令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成30年分)	500,000		(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分(平成元年年分)	250,000		250,000
本年の前年分(平成2年年分)	300,000		300,000

この平成30年分の譲渡損失の金額(500,000円)は、令和4年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

《参考》令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④) (③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。	⑤	800,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。	⑥	0

この金額が令和3年分の譲渡損失の金額です。

事例6(記載例)

この事例では、本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑩～⑪欄）は次のとおりです。

【⑩欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄（250,000円）＜⑪欄（※1）（400,000円）となりますので、⑩欄には250,000円と書きます。

【⑪欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄の金額（250,000円）を⑥欄（※1）の金額から全て引ききれませんでしたので書きません。

【⑫欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑩欄の金額

⑩欄（300,000円）＞（⑪欄（※1）－⑩欄）（400,000円－250,000円＝150,000円）となりますので、⑫欄には150,000円と書きます。

【⑬欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑫欄の金額

⑫欄の残額（300,000円－150,000円（⑫欄）＝150,000円）＞⑥欄（※2）（60,000円）となりますので、⑬欄には60,000円と書きます。

【⑭欄・⑮欄】

⑪欄（※1）の金額と⑥欄（※2）の金額が⑩欄⑫欄⑬欄で全て差し引かれたので記入しません。

※1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の⑪欄（40ページ参照）のことで。

※2 「確定申告書付表」1面の⑥欄（42ページ参照）のことで。

確定申告書付表(2面/続き)

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 令和元年年分	④(前年分の付表の②欄の金額) 円 250,000	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 250,000	⑦(④－⑤) 円 0
2年前分 令和二年年分	④(前年分の付表の②欄の金額) 円 300,000	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 150,000 ⑥(分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円 60,000	⑦(④－⑤) 円 90,000
本年の前年分 令和三年年分	④(前年分の付表の②欄の金額) 円 800,000	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 0 ⑥(分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円 0	⑦(④－⑤) 円 800,000
本年分	④(前年分の付表の②欄の金額) 円 0	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 0 ⑥(分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円 0	⑦(④－⑤) 円 0
本年分	④(前年分の付表の②欄の金額) 円 0	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 400,000 ⑥(分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円 60,000	⑦(④－⑤) 円 0
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)			⑧(⑦－⑥) 円 890,000

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（※）

⑫欄(⑤－⑩) 円
0

※⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑨欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合は、税務署にお尋ねください。

⑩欄から⑪欄には、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください。「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄（④～⑦欄）の金額を限度とし、最も古い年分である上段から上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税配当所得等の順に控除します。

⑨欄には⑩欄⑫欄⑬欄の合計額を、⑩欄には⑥欄⑪欄の合計額を書いてください。

⑨欄の金額が、令和4年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

また、⑩欄の金額が、令和4年分の上場株式等に係る分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この事例では、⑦欄の金額と⑧欄の金額の合計額（⑪欄の金額）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

第三表⑩欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）

申告書第三表(右中部)

その他	株式等配当等先物取引	本年分の⑦、⑧から差し引く繰越損失の金額	翌年以後に繰り越される損失の金額
94		400,000	
95		890,000	
96		60,000	
97			
98			

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面下部)

所得金額の計算	一般株式等	上場株式等
⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。		
所得金額（⑨－⑩）	⑪ 申告書第三表⑦へ	黒字の場合は申告書第三表⑦へ 400,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）	⑫	申告書第三表⑧へ 400,000
繰越控除後の所得金額（※4）	⑬ 申告書第三表⑧へ	申告書第三表⑧へ 0

⑫欄には、⑪欄が黒字の場合で「確定申告書付表」2面の⑨欄の金額がある場合にこの⑨欄の金額を転記してください。

⑫欄の金額は、⑪欄の金額を超えることはありません。

第三表⑩欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）

②～⑦ 第一表、第二表及び第三表を作成します。

○【事例2】から【事例5】の記載例を参照してください。

事例6(記載例)

令和4年分 株式等の 譲渡所得等のあらまし

I 株式譲渡益課税のあらまし

1 申告分離課税制度のあらまし

一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の**15%**に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

また、上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の**15%**に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

営利を目的として継続的に行う株式等の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得となり、それ以外の株式等の譲渡による所得は、譲渡所得となります。

なお、次の株式等の譲渡による所得は、**譲渡所得**として差し支えありません。

- (1) 上場株式等で所有期間が1年を超えるものの譲渡による所得
- (2) 一般株式等の譲渡による所得

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、所得の区分ごとに次のように計算します。



総収入金額	取得費 (取得価額)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 譲渡した株式等の取得に要した金額等 ※ 詳しくは、49ページから50ページをご覧ください。 ○ 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（譲渡所得に限ります。） ※ 詳しくは、62ページをご覧ください。
	譲渡に要した費用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 譲渡に際して支出した委託手数料 ○ 管理費(事業所得又は雑所得に限ります。) ○ その他の経費
	取得に要した負債の利子	<ul style="list-style-type: none"> ○ 譲渡した株式等を取得するために要した借入金等の利子で、本年中の所有期間に対応する部分の金額
	特定投資株式の取得に要した金額の控除	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定投資株式を払込みにより取得した場合、その取得に要した金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができます（58ページ参照）。
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額	<p>【上場株式等のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その年分の分離課税配当所得等金額と損益通算し、控除しきれない譲渡損失の金額は、翌年以後3年間の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除できます（52ページ参照）。

2 申告分離課税以外の課税方法

株式等の譲渡による所得であっても、その株式等の譲渡が次に掲げる譲渡に該当するときは、それぞれ次に掲げる方法により課税されます。

- (1) 有価証券先物取引（有価証券の受渡しが行われることとなるものに限ります。）の方法による株式等の譲渡

事業所得又は雑所得として総合課税

注 金融商品先物取引等の決済が差金等決済によるときは、事業所得又は雑所得として分離課税

- (2) 土地等の譲渡に類する株式等の譲渡で、土地等の短期譲渡所得として分離課税の対象とされるもの
土地等の短期譲渡所得として分離課税

- (3) ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分の譲渡

原則、譲渡所得として総合課税

- (4) 源泉徴収口座（54ページ参照）での上場株式等の譲渡

源泉徴収のみで課税関係が終了（申告分離課税により確定申告をすることもできます。）

3 株式等の範囲

- (1) 「株式等」とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含み、ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分を除きます。）をいいます。

- ① 株式（投資口を含みます。）、株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含みます。）及び新株予約権の割当てを受ける権利
- ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、③に掲げるものを除きます。）
- ③ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（優先出資社員となる権利及び同法に規定する引受権を含みます。）
- ④ 投資信託の受益権
- ⑤ 特定受益証券発行信託の受益権
- ⑥ 社債的受益権
- ⑦ 公社債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等並びに農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債及び償還差益について発行時に源泉徴収された割引債を除きます。）

- (2) 「上場株式等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等
※ 上場されている株式等には、いわゆるETF、J-REIT、ベンチャーファンド及びカントリーファンドを含みます。
- ② 店頭売買登録銘柄として登録されている株式（出資及び投資口を含みます。）
- ③ 店頭転換社債型新株予約権付社債
- ④ 店頭管理銘柄株式（出資及び投資口を含みます。）
- ⑤ 日本銀行出資証券
- ⑥ 外国金融商品市場において売買されている株式等
- ⑦ 投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の受益権
- ⑧ 特定投資法人の投資口
- ⑨ 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が一定の公募により行われたものに限り）の受益権
- ⑩ 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限り）の社債的受益権
- ⑪ 国債及び地方債
- ⑫ 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券

- ⑬ 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資法人債、短期投資法人債、特定社債及び特定短期社債を除きます。）
- ⑭ 公社債でその発行の際の有価証券の募集が一定の公募により行われたもの
- ⑮ 社債のうち、その発行の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの
- ⑯ 金融商品取引所（これに類するもので、外国の法令に基づき設立されたものを含みます。）においてその金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、その公社債がその公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの
- ⑰ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの
 - a 有価証券の売出し（その売付け勧誘等が一定の場合に該当するものに限ります。）に応じて取得した公社債（bにおいて「売出し公社債」といいます。）で、その取得の時から引き続きその有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているもの
 - b 売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除きます。）で、その取得の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（その取得の時から引き続きその売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限ります。）
- ⑱ 外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの
- ⑲ 銀行業若しくは第一種金融商品取引業を行う者若しくは外国の法令に準拠してその国において銀行業若しくは金融商品取引業を行う法人（以下この⑲において「銀行等」といいます。）又はその銀行等の関連会社として一定の者が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でない社債として一定のものを除きます。）
- ⑳ 平成27年12月31日以前に発行された公社債（その発行の時に同族会社に該当する会社が発行したものを除きます。）

(3) 「一般株式等」とは、上場株式等以外の株式等をいいます。

4 株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税の範囲（主なもの）

- (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、一般株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 法人の株主等がその法人の合併（合併法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかった場合など一定の場合を除きます。）等により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当等の額とみなされる部分の金額を除きます。）
 - ② 公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を含みます。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（特定公社債（上記3(2)の①、③、⑥又は⑪から⑳までに掲げる公社債をいいます。）以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で、次に掲げる個人及びその親族等が交付を受けるものの価額を除きます。）の合計額
 - a その交付をした法人が同族会社に該当することとなる場合におけるその判定の基礎となる株主等のうち、一定の要件を満たすもの（bにおいて「特定株主等」といいます。）である個人
 - b 特定株主等である法人が個人と特殊の関係のある法人となる場合におけるその個人
 - ③ 分離利子公社債に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額
 - ④ 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち、その投資信託等について信託されている金額に達するまでの金額
- (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、上場株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 上記(1)の①から③までに掲げる金額
 - ② 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類

区分	特例						申告の際に必要なとなる書類						
	エンジェル控除(※2)の特例	上場株式等の損益通算及び繰越控除			特定投資株式の損益の計算及び繰越控除			申告書第二・二表、第三表	申告書付表(※3)	計算明細書			
		前年からの繰越損失の金額	分離課税配当所得等金額との損益通算	翌年への繰越損失の金額	前年からの繰越損失の金額	上場株式等に係る譲渡所得等の金額との損益の計算	翌年への繰越損失の金額			計算明細書(※4)	エンジェル控除の明細書(※5)	株式の異動明細書(※6)	
株式(特定投資株式(※1)以外)	譲渡益	なし	なし	/	/	/	/	○	—	③	—	—	
			あり					○	①	③	—	—	
		あり	なし					○	—	③	○	—	
			あり					○	①	③	○	—	
	譲渡損	/	なし					なし	(申告不要)				
			あり					あり	○	①	③	—	—
特定投資株式(エンジェル株式)	譲渡益	なし	なし	/	/	/	/	○	—	④	—	○	
			あり					○	②	④	—	○	
		あり	なし					○	—	④	○	○	
			あり					○	②	④	○	○	
	譲渡損	/	あり					あり	○	②	④	—	○
			/					/	○	②	④	—	○
譲渡事実はないが、翌年以後に繰越控除の特例を受けようとする場合								○	①又は②	—	—	—	

(注1) 同一年中に特定投資株式以外の株式と特定投資株式の両方を譲渡した場合には、特定投資株式における書類を使用します。

(注2) 上記以外の場合については、税務署にお尋ねください。

※1 60ページの「参考事項4」を参照してください。

※2 58ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3(1)をいいます。

※3 表中の①は、「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」を表します。また②は、「確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)」を表します。

※4 表中の③は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を表します。また④は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」を表します。

※5 「エンジェル控除の明細書」とは、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」をいいます。この明細書は、58ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3(1)の特例を受ける場合に必要になります。

※6 「株式の異動明細書」は、58ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3のいわゆるエンジェル税制の特例を受ける場合に必要となります。

Ⅱ 取得費（取得価額）

1 株式等の取得費（取得価額）【原則】

株式等の取得費は、原則として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額です。

	区 分	取得費（取得価額）
イ	金銭の払込みにより取得した株式等（ハに該当するものを除きます。）	その払込みをした金銭の額（その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
ロ	特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式	その譲渡についての制限が解除された日（同日前に特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の交付を受けた個人が死亡した場合において、一定のものについては、その個人の死亡の日）における価額
ハ	発行法人から与えられた次に掲げる権利の行使により取得した株式等（特定権利行使株式を除きます。）	
	① 平成17年法律第87号による改正前の商法（IV 2(1)⑧において「旧商法」といいます。）に規定する新株予約権	その権利の行使の日における価額
	② 会社法第238条第2項の決議等に基づき発行された新株予約権（新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件、金額であるとされるもの又は役務の提供による対価であるとされるものに限り、）	
③ 株式と引換えに払い込むべき金額が有利な場合におけるその株式を取得する権利（①又は②に該当するものを除きます。）	その権利に基づく払込み又は給付の期日における価額	
ニ	発行法人の株主等として与えられた新たな払込みや給付を要しないで取得した株式又は新株予約権	零
ホ	購入した株式等（ハに該当するものを除きます。）	その購入の代価（購入手数料、その他その株式等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
ヘ	イからホ以外の方法により取得した株式等	その取得の時におけるその株式等の取得のために通常要する価額

2 株式等の取得費（取得価額）【その他】

- (1) 相続（限定承認に係るものを除きます。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）又は贈与により取得した株式等の取得費（取得価額）は、被相続人又は贈与者の取得費（取得価額）を引き継ぎます。

なお、相続や贈与などの際に相続人や受贈者が支払った名義書換手数料などの金額も取得費（取得価額）に含まれます（下記(6)を適用する場合を除きます。）。

- (2) 株主割当てにより旧株に対して割り当てられた新株を取得した場合（金銭の払込みを要するの場合に限ります。）において、その株主割当て後の旧株と新株の1株当たりの取得費（取得価額）は、次の算式で計算します。

$$\frac{\left(\text{旧株1株の従前の取得費等} \right) + \left(\text{新株1株当たりの払込金額} \right) \times \left(\text{旧株1株当たりの新株数} \right)}{\text{旧株1株当たりの新株数} + 1} = \left(\text{株主割当て後の旧株及び新株の取得費等} \right)$$

- (3) 信用取引又は発行日取引の方法による株式の売買を行った場合の売付けに係る株式の取得価額として事業所得又は雑所得の必要経費に算入する金額は、その株式の買付けに要した金額です。

- (4) 昭和27年12月31日以前に取得した株式等について譲渡所得の金額を計算する場合の取得費は、原則として、同月中の公表最終価格等を基として計算します。
- (5) 特定権利行使株式(58ページの2(1)及び60ページの「参考事項4」参照)について、譲渡所得等の金額を計算する場合の取得費は、原則として、払込価額(権利行使価額)となります。
- (6) 株式等の取得費(取得価額)の金額が、その譲渡に係る収入金額の5%相当額に満たない場合には、その5%相当額を取得費(取得価額)の金額とすることができます。

3 2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を譲渡した場合の株式等の取得費

その株式等を取得した時(その後既にその株式等の一部を譲渡している場合には、直前の譲渡の時)から譲渡の時までの期間を基礎として、取得した時(又は直前の譲渡の時)において有していた株式等及びその期間内に取得した株式等について総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

総平均法に準ずる方法の計算については、次の設例をご覧ください。

設例

次の例を基に、令和4年9月30日に譲渡した株式3,000株の、譲渡所得の取得費を計算します。

取引例

(取引年月日等)	(株数)	(単価)	(入金)	(出金)
① 令和2年11月6日 取得	3,000株	156円		468,000円
② 令和3年1月8日 譲渡	2,000株	180円	360,000円	
③ 令和3年2月5日 取得	4,000株	170円		680,000円
④ 令和4年9月30日 譲渡	3,000株	150円	450,000円	

イ まず、令和3年1月8日の譲渡後(直前の譲渡後)の残株式1,000株の取得に要した金額を計算します。

$$\frac{\text{〔令和2年11月取得〕 } 468,000\text{円}}{3,000\text{株}} \times \text{〔令和3年1月譲渡後の株式〕 } 1,000\text{株} = \underline{156,000\text{円}}$$

ロ 次に、令和4年9月30日に譲渡した株式3,000株の取得費を計算します。

$$\frac{\text{〔令和3年1月残株式〕 } 156,000\text{円} + \text{〔令和3年2月取得株式〕 } 680,000\text{円}}{1,000\text{株} + 4,000\text{株}} = \underline{168\text{円}} \quad \text{〔一株当たりの金額〕}$$

【1円未満切り上げ】

$$168\text{円} \times 3,000\text{株} = \underline{504,000\text{円}}$$

① 令和2年11月6日 に取得した 3,000株 の取得に要した金額 468,000円
--

② 令和3年1月8日 に譲渡した 2,000株 の取得費 312,000円
残株式 1,000株 の取得に要した金額 156,000円

③ 令和3年2月5日 に取得した 4,000株 の取得に要した金額 680,000円
残株式 1,000株 の取得に要した金額 156,000円

④ 令和4年9月30日に 譲渡した 3,000株 の取得費 504,000円
残株式 2,000株 の取得に要した金額 336,000円

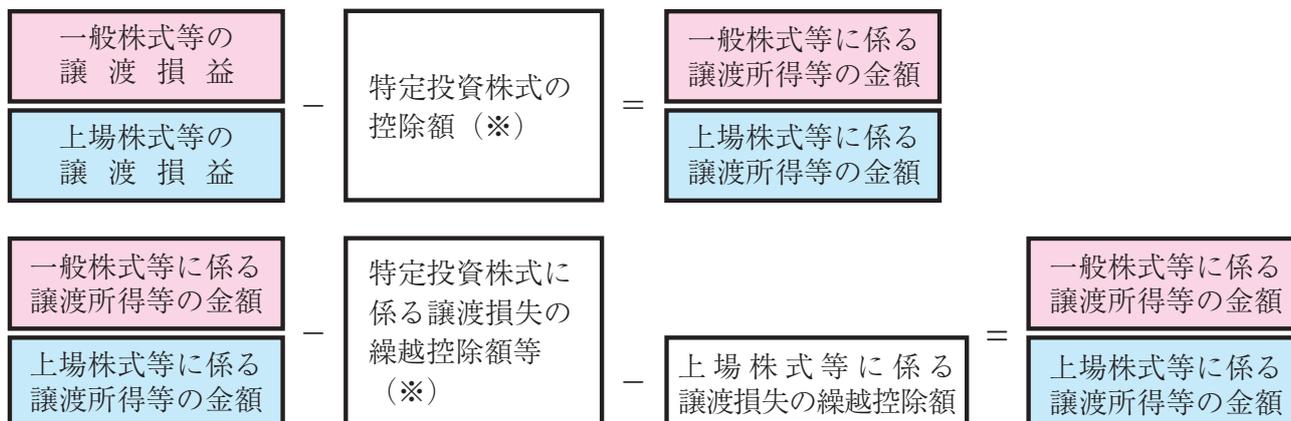
$$168\text{円} \times 2,000\text{株} = \underline{336,000\text{円}}$$

注) 買委託手数料やそれに係る消費税及び地方消費税も取得費(取得価額)に算入されますが、上記の計算例では、便宜上、これらの金額を含めないで計算しています。

Ⅲ 譲渡所得等の金額及び税額の計算

1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、次のように計算します。



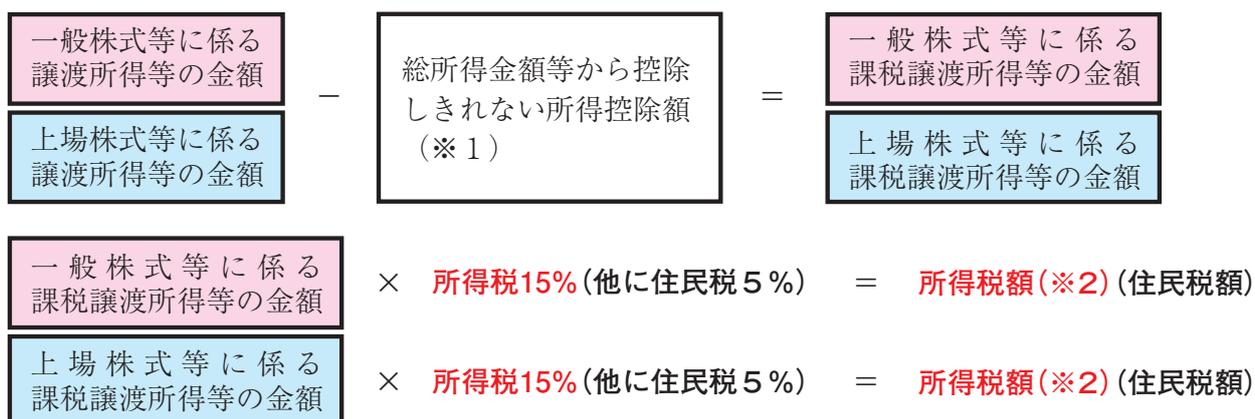
※ 控除額及び繰越控除額は、一般株式等、上場株式等の順に控除します。

注) **一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、他の一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から、**上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、他の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除できますが、原則として**一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除することはできません。また、**上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除することはできません。

なお、その控除をしてもなお控除しきれない**赤字**の金額は、給与所得など他の各種所得（分離課税配当所得等を除きます。）の黒字の金額から差し引くことはできません。

一方、不動産所得など**他の各種所得に赤字の金額がある場合**においても、その各種所得の**赤字**の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から差し引くことはできません。

2 税額の計算



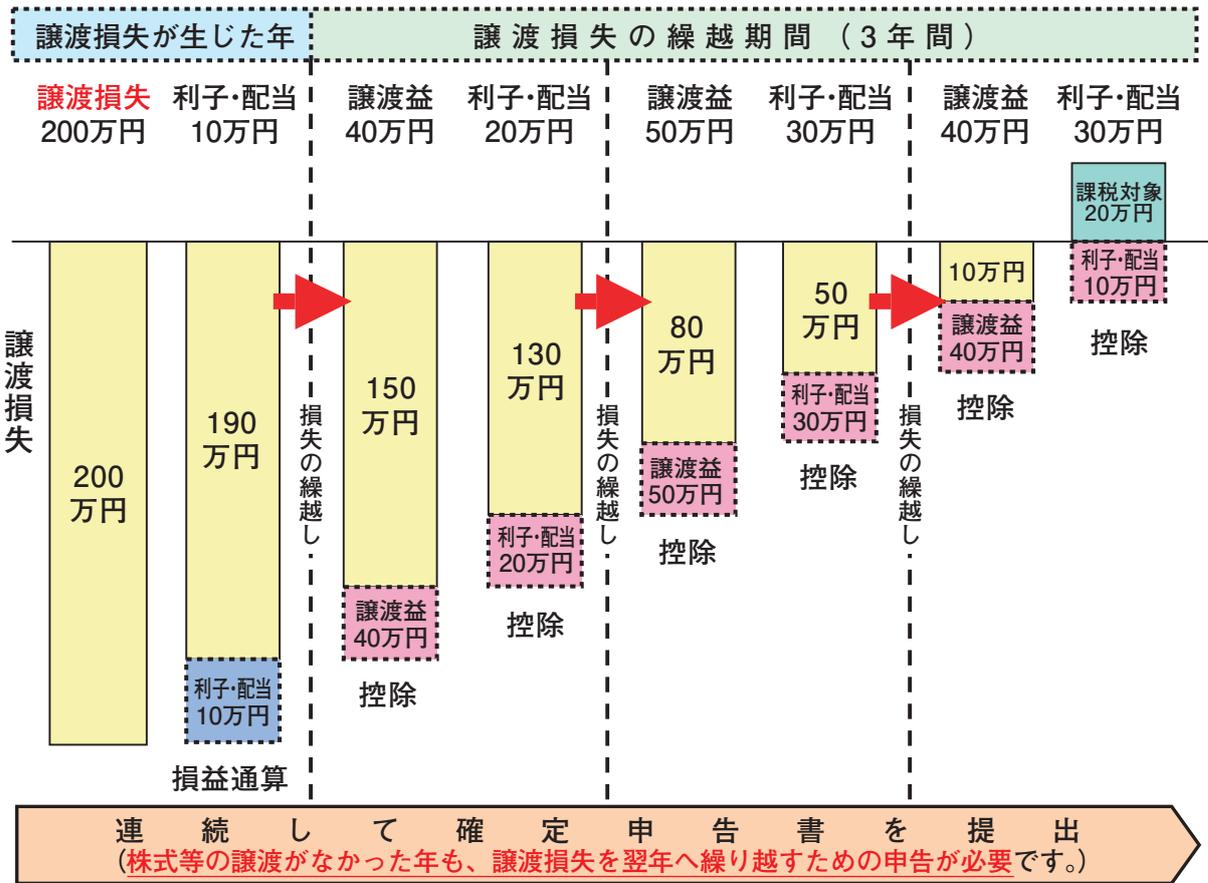
※1 **総所得金額等から控除しきれない雑損控除、医療費控除、配偶者控除、基礎控除などの所得控除の金額**がある場合には、その控除しきれない金額を**一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額**から控除します。

所得控除の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から順次控除します（ただし、これと異なる順序で控除しても差し支えありません。）。

※2 所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。

Ⅳ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

1 概要



2 内容

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡（下記(1)参照）したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（下記(2)参照）と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、その年分の翌年以後3年間にわたり、確定申告により、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

(注1) 繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

(注2) 上場株式等の譲渡であっても、いわゆる相対取引など（具体的には、次の(1)の①から⑩以外の方法による上場株式等の譲渡）により生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

(注3) 非課税口座（NISA・つみたてNISA）及び未成年者口座（ジュニアNISA）内の上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡の範囲

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡（金融商品取引業者等を通じた譲渡）は、次の方法による上場株式等の譲渡をいいます。

- ① 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）又は登録金融機関への売委託により行う譲渡
- ② 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）に対する譲渡
- ③ 登録金融機関又は投資信託委託会社に対する譲渡で一定のもの
- ④ 法人の合併などによりみなし譲渡課税の対象となるもの（47ページの4(2)参照）
- ⑤ 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による株式交換完全親法人又は株式

移転完全親法人に対する譲渡

- ⑥ 上場株式等を発行した法人に対して会社法の規定に基づいて行う単元未満株式の譲渡
- ⑦ 新株予約権付社債についての社債、取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の発行法人に対する譲渡で一定のもの及び取得条項付新投資口予約権の発行法人に対する譲渡
- ⑧ 上場株式等を発行した法人に対して旧商法の規定に基づいて行う端株の譲渡
- ⑨ 上場株式等を発行した法人が行う会社法第234条第1項の規定等による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売その他一定の譲渡
- ⑩ 信託会社（信託業務を営む金融機関を含みます。）の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの
- ⑪ 国外輸出時課税制度（57ページ参照）により譲渡があったものとみなされるもの

(2) 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額の損益通算の方法

その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除します。

なお、上場株式等に係る配当所得等の金額とは、上場株式等の配当等^(注)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額（上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限り、）の合計額をいいます。

注 「上場株式等の配当等」とは、特定公社債（47ページの4(1)②参照）の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配などをいい、大口株主等^(※)が支払を受けるものを除きます。

※ 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者をいいます。

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越控除の方法

① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年以前3年内の2以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除します。

② 前年以前3年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除する場合において、その年分の「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「上場株式等に係る配当所得等の金額」があるときは、まずその「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」から控除し、なお控除しきれない譲渡損失の金額をその「上場株式等に係る配当所得等の金額」から控除します。

※ 「上場株式等に係る配当所得等の金額」については、上記(2)の適用がある場合は、これを適用した後の金額になります。

(4) 所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金額」は、配当所得等との**損益通算の適用後の金額**であり**繰越控除の適用前の金額**となります。

3 手続

それぞれの特例の適用を受けるためには、次の手続が必要になります。源泉徴収口座（54ページ参照）の譲渡損失の金額を申告する場合も同じです。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算

① この損益通算の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載します（【事例5】の38ページ**特例適用条文**を参照）。

② 上記①の年分の所得税及び復興特別所得税につき、その**上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書**（※）の添付がある確定申告書を提出します。

なお、控除しきれない譲渡損失の金額があり、翌年以後にその譲渡損失の金額を繰り越す場合には、次の(2)の手続が必要になります。

(2) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

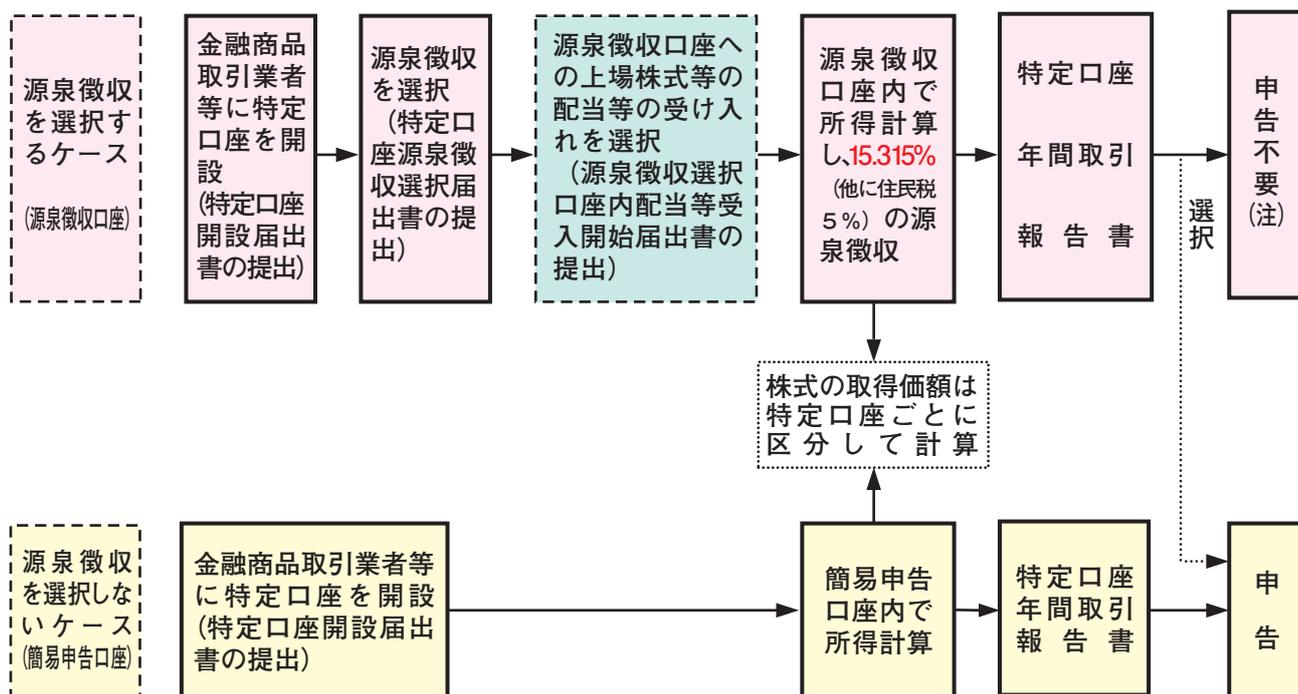
① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税及び復興特別所得税につき、その**上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書**（※）の添付がある確定申告書を提出します。

- ② 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年において**連続して確定申告書を提出**します（上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年に株式等の譲渡がない場合でも、その年の翌年以後にこの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書に「**所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）**」を添付する必要があります（48ページ参照）。）。
- ③ この繰越控除の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書（※）を添付します。

※ 「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」、**「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」**

V 特定口座制度

1 概要図



注 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を、その源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺する場合、又は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける場合などには、確定申告が必要です。

2 内容

(1) 特定口座制度の概要

金融商品取引業者等に特定口座を開設している場合において、その特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている上場株式等（特定口座内保管上場株式等）を譲渡したときには、それぞれの**特定口座ごとに、その特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と、それ以外の株式等の譲渡所得等の金額とを区分して計算**します。

また、その特定口座内の譲渡所得等の金額の計算は金融商品取引業者等が行い、年間の取引の合計を記載した「特定口座年間取引報告書」が、取引を行った年の翌年1月31日までに金融商品取引業者等から交付されます。

(2) 源泉徴収を行う特定口座（源泉徴収口座）【申告不要制度】

「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出がされた特定口座（**源泉徴収口座**）においては、上場株式等の譲渡の都度、年初からの純利益を計算し、その年における前回の譲渡までの純利益の額を超える部分の金額（源泉徴収選択口座内調整所得金額）が生じた場合には、その譲渡の対価の支払をする際に、その源泉徴収選択口座内調整所得金額に**所得税及び復興特別所得税15.315%**（他

に住民税 5%) の税率を乗じて計算した金額が**金融商品取引業者等により源泉徴収**され、納税が完結しますので、**確定申告をする必要はありません**。また、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座に受け入れることができ、上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当等の額の総額からその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を控除（損益通算）した金額を基に金融商品取引業者等により源泉徴収され納税が完結しますので、**確定申告をする必要はありません**。これらの場合、**「配偶者控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」は、源泉徴収口座の所得を含めずに判定します**。

ただし、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額（上場株式等の配当等を受け入れている場合には、その上場株式等の配当等との損益通算後の金額）が**赤字**となった場合で、その**赤字**の金額をその源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺するとき、又は「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例（52ページ参照）の適用を受けるときなどには、**確定申告をする必要があります**。これらの場合には、下記の**【注意】**をご確認ください。

（注）年初からの譲渡の純利益を計算した結果、その金額が、その年における前回の譲渡までの純利益の額に満たないこととなった場合には、その都度、その満たない金額に所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）を乗じて計算した金額に相当する所得税及び復興特別所得税が金融商品取引業者等から還付されます。ただし、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等の額の総額との損益通算は、年末時点で譲渡損失が確定した後に行われます。

3 手続

- （1）源泉徴収を選択する場合には、その年の最初の譲渡の時までに、金融商品取引業者等に対して、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出する必要があります。また、その選択は年単位となりますので、**年の途中で源泉徴収を行わないように変更することはできません**。
- （2）源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れる場合には、その口座に受入れをしようとする上場株式等の配当等の支払の確定する日までに、金融商品取引業者等に対して、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出する必要があります。また、その受入れは「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出するまで継続されます。
- （3）確定申告書を提出する場合において、「特定口座における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「その特定口座以外における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の合計は、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**により行います。
- （4）**確定申告書を提出するに当たり、特定口座年間取引報告書の添付は不要です**。ただし、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**の添付に代えることができます。

（注）特定口座年間取引報告書を添付しない場合でも、**税務署等で確定申告書等を作成するときは、特定口座年間取引報告書が必要ですので、忘れずにお持ちください**。

【注意】

源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額の申告に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
- 2 源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額とその源泉徴収口座の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することもできます。ただし、**源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません**。
- 3 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を含めずに申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告することとする変更もできません。

《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法

特定口座年間取引報告書

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額 (所得税)	千円	円	株式等譲渡所得割額 (住民税)	千円	円	外国所得税の額	千円	円
譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額)							
上場分										
特定信用分										
合計										

(種別別の額及び源泉徴収税額等)		配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	上場株式配 当等控除額	外国所得税の額
種類		千円	千円	千円	千円	千円	千円
④株式、出資又は基金							
特定上場株式投資信託							
⑥投資信託又は特定受益証券発 行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)							
⑦オープン型証券投資信託							
⑧国外株式又は国外投資信託等							
⑨合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)							
⑩公社債							
⑪社債的受益種							
⑫投資信託又は特定受益証券発 行信託 (⑬及び⑭以外)							
⑬オープン型証券投資信託							
⑭国外公社債等又は国外投資信 託等							
⑮合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)							
⑯譲渡損失の金額					(摘要)		
⑰差引金額 (⑳+㉑-⑯)							
⑱納付税額							
⑲還付税額 (⑱+㉑-⑳)							

計算明細書 2面 (上部)

譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
円	円	円	円

申告書第一表 (右下部)

専従者給与 (控除) 額の合計額 (57)	
青色申告特別控除額 (58)	
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額 (59)	
未納付の源泉徴収税額 (60)	
本年度で差し引く繰越損失額 (61)	

申告書第二表 (下部)

住民税・事業税に関する事項			
非上場株式の 少額配当等 の控除額	非居住者 の控除額	配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額
円	円	円	円

申告書第三表 (右部)

上場株式等の譲渡所得等に関する事項	
上場株式等の譲渡所得等の 源泉徴収税額の合計額 (10)	

申告書第二表 (左上部)

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」 及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
株式等の譲渡		〇〇証券〇〇支店	円	円
利子・配当	株式等の 利子・配当	〇〇証券〇〇支店	円	円

申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください (37ページ参照)。
 なお、特定口座内の利子等又は配当等については、「利子・配当」と記載し、配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「配当」の文字を「○」で囲みます。

特定口座年間取引報告書の「⑱納付税額」欄の「源泉徴収税額 (所得税)」の金額を転記します。
 なお、「⑲還付税額」欄の金額を転記しないようご注意ください。

記入がない場合、個人住民税において控除を受けることができない場合がありますのでご注意ください。
 ただし、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に「○」を記入する場合 (57ページ参照) には記入しないでください。

参考事項 1

【申告書第三表 (分離課税用) の「上場株式等の譲渡所得等に関する事項」欄】について

申告書第三表 (分離課税用) の「上場株式等の譲渡所得等に関する事項」欄 (⑩上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額) には、申告することを選択した特定口座 (源泉徴収口座) の上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額など、次の①から③までに掲げる源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額を記入します。

- ① 源泉徴収選択口座内調整所得金額について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税
- ② 未成年者口座及び課税未成年者口座について契約不履行等事由が生じた場合に源泉徴収された所得税及び復興特別所得税
- ③ 割引債の償還金 (61ページの「参考事項6」参照) について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税

参考事項 2

【配当割額控除額】 【株式等譲渡所得割額控除額】 等について

個人住民税において、令和4年中に道府県民税配当割額（5%の税率）が特別徴収された特定配当等の額又は道府県民税株式等譲渡所得割額（5%の税率）が特別徴収された特定株式等譲渡所得金額について申告する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります（注1～3）。

この申告をすることにより、個人住民税において、特別徴収された配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けることができます。確定申告書を提出する場合には、**申告書第二表の住民税・事業税に関する事項の「配当割額控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額控除額」欄**を記入してください（56ページの**《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法**を参照）。

なお、この申告をする場合、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額に影響する場合がありますので、ご注意ください。

また、個人住民税において、上場株式等の譲渡所得等について申告分離課税を選択して申告した場合には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、その適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。ただし、下記（注3）の場合には、この繰越控除の適用はできません。

注1) 特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額については、確定申告又は個人住民税の申告をせずに、特別徴収で済ませること（申告不要）もできます。

注2) 特定配当等の額又は特定株式等譲渡所得金額に係る個人住民税の課税方式について、所得税及び復興特別所得税と異なる課税方式（申告⇔申告不要、総合課税⇔分離課税）を選択する場合は、納税通知書の送達までに、別途、個人住民税の申告が必要です。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

注3) 令和4年中の配当所得及び株式等に係る譲渡所得等が、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額のみであり、その全てを個人住民税において特別徴収で済ませようとする場合（所得税及び復興特別所得税においてもその全てを申告不要とする場合を除きます。）は、**申告書第二表の住民税・事業税に関する事項の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に「○」を記入することで、原則として、別途、個人住民税の申告書の提出が不要となります。**この場合、**「配当割額控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額控除額」欄は記入しないでください。**

参考事項 3

【特定口座内の投資一任契約に係る費用】 について

令和4年分以降、特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、その特定口座を開設している金融商品取引業者等に投資一任契約に基づいて支払う固定報酬や成功報酬などの費用（以下「特定口座内の投資一任契約に係る費用」といいます。）が必要経費に算入されることとされました。

具体的には、特定口座内の投資一任契約に係る費用がある場合には、①特定口座年間取引報告書の「取得費及び譲渡に要した費用の額等」欄にその特定口座内の投資一任契約に係る費用の額を加算した金額が記載されるとともに、②特定口座年間取引報告書の「摘要」欄に、加算した特定口座内の投資一任契約に係る費用の額が記載されます。

そのため、特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の金額について申告する場合において、その特定口座に係る特定口座年間取引報告書の「摘要」欄に加算した特定口座内の投資一任契約に係る費用の額が記載されているときには、投資一任契約に係る運用報告書等に記載された固定報酬や成功報酬などの費用の額を重複して費用計上しないよう注意してください。

VI 国外転出時課税制度の概要

平成27年7月1日以後に**国外転出**（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下このVI及びVII 2(3)において同じです。）をする一定の居住者^(注1)が**1億円以上**の対象資産^(注2)を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下このVIにおいて同じです。）が課されます。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の

手続をすることで、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができます。**いずれの減額措置等も国外転出の時までに納税管理人の届出書を所轄税務署に提出**するなどの手続が**必須**となりますので、ご注意ください。

また、平成27年7月1日以後に**1億円以上**の対象資産を所有等している一定の居住者^(注3)から、**国外に居住する親族等(非居住者)へ、贈与、相続又は遺贈**によりその対象資産の全部又は一部の移転があった場合には、移転があったその対象資産の含み益に所得税が課されます。

(注1) 原則として国外転出をする日前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有している者をいいます。

(注2) 対象資産とは、有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引をいいます。

(注3) 原則として贈与の日又は相続開始の日前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有している贈与者又は被相続人をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1478 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」をご覧ください。

Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例

以下の株式等に係る譲渡所得等の特例の詳細については、国税庁ホームページのタックスアンサーをご覧ください。《措法：租税特別措置法、所法：所得税法》

1 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例(措法37条の11の2)

特定口座内保管上場株式等であったもの(内国法人の株式又は公社債に限ります。)が、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き特定管理株式等として特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている場合において、株式又は公社債を発行した内国法人に清算終了等の事実が発生したときは、その事実が発生したことはその特定管理株式等の譲渡があったものと、その取得価額を上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

また、「特定口座内公社債」で一定の要件を満たすものについても、この特例の対象となります。

なお、その譲渡損失の金額については、確定申告により、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例(52ページ参照)の適用を受けることができます。

2 特定権利行使株式に係る各種特例(いわゆるストック・オプション税制)

(1) 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税(措法29条の2①)

いわゆる税制適格ストック・オプションを行使して株式(特定権利行使株式(50ページの(5)及び60ページの「参考事項4」参照))を取得した場合の経済的利益は非課税とされています。ただし、その特定権利行使株式を譲渡した場合、その譲渡による所得は、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

(2) 特定権利行使株式に係る保管の委託等の解約等があった場合のみなし譲渡課税(措法29条の2④)

特定権利行使株式の保管の委託等の解約等により、その全部又は一部の返還又は移転があった場合、その時点で、その時における価額に相当する金額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

(3) 特定従事者が国外転出をする場合のみなし譲渡課税(措法29条の2⑤)

特定従事者が国外転出をする場合、その国外転出の時に有する一定の特定権利行使株式については、その時点で、権利行使時価額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

3 特定投資株式に係る各種特例(いわゆるエンジェル税制)

(1) 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例(措法37条の13)

特定投資株式(60ページの「参考事項4」参照)を払込みにより取得(特定権利行使株式の取得を除きます。)をした場合には、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、その計算上、**その年中に払込みにより取得した特定投資株式(その年の12月31日に有するものに限り、以下「控除対象特定株式」といいます。)**の取得に**要した金額の合計額(この特例の適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とします。)**が**控除**されます。

なお、特例適用年の翌年以後の控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得費は、そ

の同一銘柄株式の特例適用年の12月31日における1株当たりの取得費から特例の適用を受けた金額を12月31日において有するその同一銘柄株式の数で除した金額を控除した金額に調整します（下記の「【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算」をご覧ください。）。

(2) 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（措法37条の13の2①）

払込みにより取得をした特定投資株式が、上場等の日の前日までの期間内に、清算終了等の事実により株式としての価値を失ったことによる損失が生じたときは、その損失はその株式を譲渡したことによる損失とみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

(3) 特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（措法37条の13の2④）

払込みにより取得をした特定投資株式を上場等の日の前日までの期間内に譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額（上記(2)の損失も含まれます。）のうち、譲渡した年の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、その年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除できます。

(4) 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（措法37条の13の2⑦）

上記(3)の特例を適用しても、なお控除しきれない譲渡損失の金額は、その年の翌年以後3年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できます。

なお、同一年中に生じた「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」の繰越額及び「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の繰越額がある場合において、上場株式等の譲渡益から控除する順序は、①「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」、②「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の順となります。

(5) 特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（平成20年法律第23号による改正前の措法37条の13の3）

平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの間に払込みにより取得をした特定投資株式について、その特定投資株式を譲渡した場合で、一定の要件に該当するときは、その譲渡による一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、その2分の1に相当する金額となります。

上記(1)から(5)の特例の適用を受ける場合には、その特例の適用を受けようとする年分の確定申告書に、特例の適用を受けようとする旨の記載をし（上記(4)を除きます。）、かつ、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」などの書類を添付する必要があります。添付する書類については、48ページの「5 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」を参照してください。

【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算

ここでは、特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）（58ページの3(1)参照）の適用を受けて取得した株式の取得費の調整計算を説明します。

この特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合、その取得費の計算は通常の方法（総平均法に準ずる方法）により計算した金額から調整計算をする必要があります。計算例は次のとおりです。

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41条の19）（60ページの「参考事項5」参照）の適用を受けて取得した株式についても下記の【計算例】と同様の調整計算が必要となります。この場合、下記の【計算例】の①欄は、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の⑩欄又は⑮欄の金額になります。

【計算例】	
① 特例の適用を受けた金額	6,000,000円
② 令和4年12月31日において有する同一銘柄株式の株数	3株
③ この特例を適用しないものとした場合における令和4年12月31日の取得費の金額（単価）	3,500,000円
④ 取得費の調整の際に控除する金額（①／②）	2,000,000円
⑤ 調整後の取得費の金額（単価）（③－④）	1,500,000円

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑩欄の「一般株式等」及び「上場株式等」の合計額を記載します。

特例の適用をしないで総平均法に準ずる方法により計算した、令和4年12月31日現在の取得費の金額を記載します。

令和5年以後にこの銘柄の株式を譲渡する場合の取得費の金額となります。

参考事項 4

【特定権利行使株式（いわゆるストック・オプション税制の適用を受けて取得した株式）】

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例（措法29条の2）の適用を受けて取得した株式をいいます。

【特定投資株式】

特定投資株式とは次の株式をいいます。

- イ 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式
- ロ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの
- ハ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、金融商品取引法に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う一定の者が行う電子募集取扱業務により取得をされるもの
- ニ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社（平成26年4月1日から令和7年3月31日までに同法の指定を受けたものに限り）により発行される株式
- ホ 内国法人のうち、認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式（いわゆるグリーンシート銘柄の一部）を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定のものにより発行される株式で、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限り）を通じて取得されるもの
 - ※ 上記ホについては、平成31年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。
- ヘ 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社（平成28年3月31日までに同法の確認を受けたものに限り）で、一定の要件を満たすものにより発行される株式で、その確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの
 - ※ 上記ヘについては、平成28年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。
- ト 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社であって、中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式
 - ※ 上記トについては、平成22年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

参考事項 5

【特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41条の19）】

中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限り）などにより発行される株式を払込みにより取得した場合には、その株式の取得に要した金額（原則として800万円を限度とします。）について、寄附金控除を適用することができます。

- 注1) この特例の適用を受けた株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）（58ページ参照）は適用されません。
- 注2) 特定新規中小企業者に該当する株式会社などが発行した株式の取得に要した金額のうち、この特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得したその会社の株式の取得価額から控除されます（59ページの「【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算」をご覧ください。）。

参考事項 6

【割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例（措法41条の12の2）】

平成28年1月1日以後に支払を受ける割引債（償還差益について発行時に源泉徴収されたものや特定口座に受け入れられているものなどを除きます。）の償還金については、その償還金に係る差益金額に対して、償還時に、所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）が源泉徴収され、株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税（47ページの4参照）の対象とされます。

申告に当たって、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を申告書第一表から第三表の該当する欄に、特別徴収された住民税の額を申告書第二表の「配当割額控除額」欄に記載します。

なお、確定申告書を提出する際、特定割引債（割引債のうち上場株式等に該当するものをいいます。）の償還に当たり交付される「特定割引債の償還金の支払通知書」の添付は不要です。ただし、税務署等で確定申告書等を作成する場合には、支払通知書が必要ですので、忘れずにお持ちください。

4 株式交換等に係る課税の特例（所法57条の4）

- (1) 居住者が、その有する株式（以下「旧株」といいます。）につき、①その旧株を発行した法人の行った株式交換^(注1)によりその株式交換完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式交換完全親法人等の株式又は出資の交付を受けた場合、②その旧株を発行した法人の行った特定無対価株式交換^(注2)によりその旧株を有しないこととなった場合、又は③その旧株を発行した法人の行った株式移転^(注3)によりその株式移転完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合には、その旧株の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、その旧株の取得価額は、その株式交換等により交付を受けたその株式交換完全親法人等の株式等に引き継がれます。）。

^(注1) その法人の株主に株式交換完全親法人又は株式交換完全親法人との間に一定の関係がある法人のうちいずれか一の法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかった株式交換に限ります。

^(注2) 「特定無対価株式交換」とは、その法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は出資その他の資産が交付されなかった株式交換で、その法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式又は出資の交付が省略されたと認められる一定の株式交換をいいます。

^(注3) その法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかった株式移転に限ります。

- (2) 居住者が、次の①から⑥までに掲げる有価証券をそれぞれ①から⑥までに掲げる事由により譲渡をし、かつ、その事由により取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合など一定の場合には、これらの有価証券の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、これらの有価証券の取得価額は、その事由により交付を受けたその法人の株式に引き継がれます。）。

- ① 取得請求権付株式 請求権の行使
- ② 取得条項付株式 取得事由の発生
- ③ 全部取得条項付種類株式 取得決議
- ④ 新株予約権付社債についての社債 新株予約権の行使
- ⑤ 取得条項付新株予約権 取得事由の発生
- ⑥ 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債 取得事由の発生

5 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の13の3）

個人が、その有する株式（以下「所有株式」といいます。）を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式の譲渡をし、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けたその株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が80%に満たない場合を除きます。）には、その譲渡をした所有株式^(注1)の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、その所有株式の取得価額^(注2)は、その株式交付により交付を受けたその株式交付親会社の株式に引き継がれます。）。

- (注1) その株式交付により株式交付親会社の株式以外に交付を受けた資産がある場合には、所有株式のうち、その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額に対応する部分に限ります。
- (注2) その株式交付により株式交付親会社の株式以外に交付を受けた資産がある場合には、所有株式の取得価額のうち、その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額に対応する部分に限ります。

6 保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対する求償権の行使ができなくなった場合の特例（所法64条②）

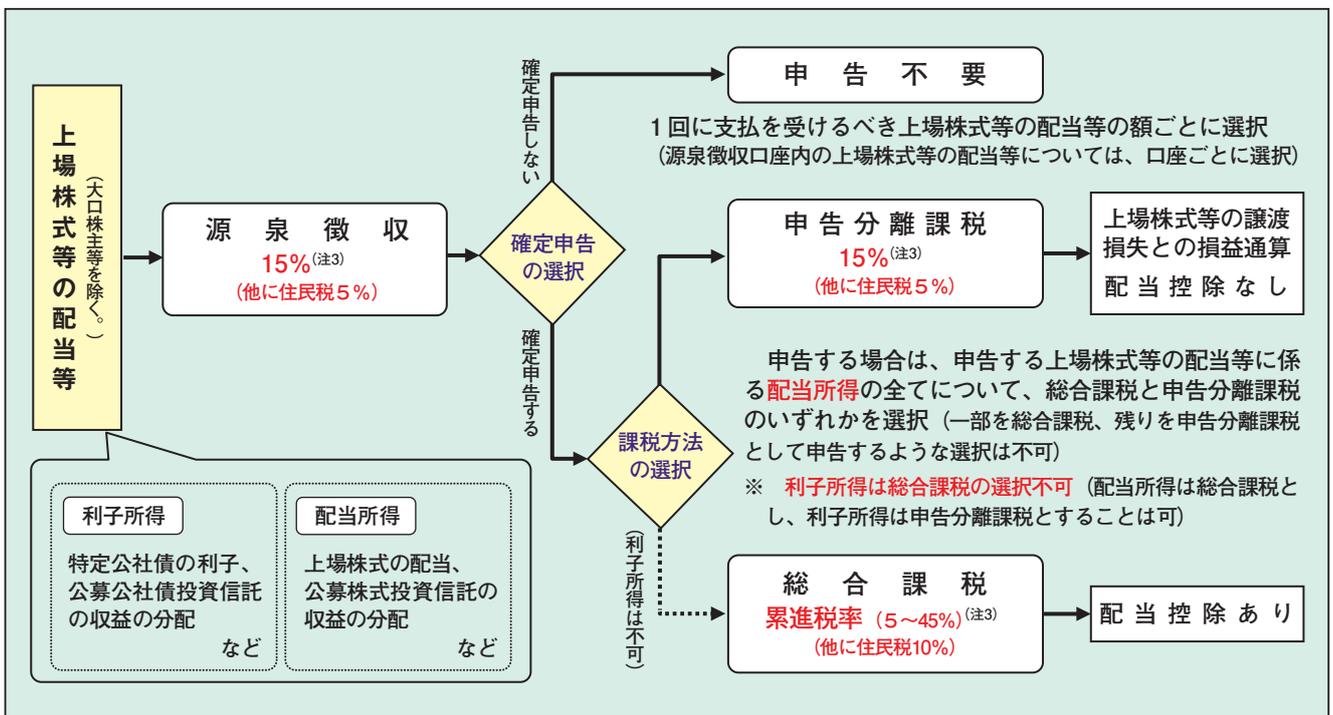
保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、主たる債務者に対し求償権の行使ができなくなった場合には、求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の金額は、一般株式等に係る譲渡所得の金額又は上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上なかったものとみなされます。

7 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（措法39条）

相続又は遺贈により取得した株式等を、相続の開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合には、その相続税額のうち譲渡した株式等に対応する金額を、譲渡した一般株式等の譲渡所得の金額又は上場株式等の譲渡所得の金額の計算上取得費に加算します。

VIII 上場株式等の配当等の課税関係

上場株式等の配当等^(注1)に係る利子所得及び配当所得の申告等については、①申告不要とする方法、②申告分離課税として申告する方法、③「上場株式等の配当等に係る配当所得」は総合課税とし^(注2)、「それ以外のもの（利子所得）」は申告分離課税として申告する方法に大別され、これを図にすると次のとおりとなります。また、55ページの【注意】も併せてご確認ください。



- (注1) 大口株主等（その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者）が支払を受けるものを除きます。
なお、大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等は、「申告分離課税」を選択することはできず、「総合課税」の対象となります。また、その支払を受ける配当等が少額配当等に該当する場合を除き、申告不要とすることはできません。
- (注2) 上場株式等の配当等のうち、特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限り）の社債的受益権の剰余金の配当など一定のものに係る配当所得は「総合課税」を選択することはできません。
また、「特定口座年間取引報告書」の「特定上場株式等の配当等」の⑨欄の金額は「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できますが、「上記以外のもの」の⑩欄の金額は「総合課税」の選択はできません。
- (注3) 所得税のほか、復興特別所得税が課されます。

【参考 2】

給与所得金額の計算表など

※ 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合は、収入金額などを入力することで給与所得の金額や税額などが**自動計算**されます（詳しくは、3ページから11ページをご覧ください。）。

1 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額		(申告書第一表の④欄の金額)	A
Aの金額		給与所得の金額	
～550,999円		0円	C
551,000円 ～1,618,999円	A - 550,000円	円	
1,619,000円 ～1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円 ～1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円 ～1,799,999円	A ÷ 4の金額 (千円未満の端数は切捨て) ↓ B	B × 2.4 + 100,000円 円	
1,800,000円 ～3,599,999円		B × 2.8 - 80,000円 円	
3,600,000円 ～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円 円	
6,600,000円 ～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	円	
8,500,000円～	A - 1,950,000円	円	

○ 所得金額調整控除

次の①又は②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額（F又はJ）をCの金額から控除します。

なお、①と②の両方に該当する場合は、①の計算をした後に②の計算を行い、①と②のいずれにも該当しない場合は、これらの計算は不要です。

詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の10ページをご覧ください。

① Aの金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合		
Aの金額	(最高1,000万円)	D
	円	
D - 850万円		E
	円	
所得金額調整控除額 (E × 0.1)		F
	円	
差引金額 (C - F)		G
	円	
② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合		
Cの金額	(最高10万円)	H
	円	
公的年金等の雑所得の金額 (※)	(最高10万円)	I
	円	
所得金額調整控除額 (H + I) - 10万円		J
	円	
差引金額	①の計算をした場合 (G - J)	K
	①の計算をしなかった場合 (C - J)	
	円	

※ 「公的年金等の雑所得の金額」については、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページをご覧ください。

○ ここで計算した給与所得の金額（C）又は給与所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額（G又はK）は、申告書第一表の**所得金額等**「⑥給与」欄へ転記します。

2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	(申告書第三表の⑦欄の金額)	L
	円	

(注) 申告書第三表の**税金の計算**「⑦課税される所得金額」欄の書き方は、20ページ、26ページ、33ページ、39ページの「**課税される所得金額の計算**」を参照してください。

Lの金額	M(所得税の税率)	N(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円～1,949,000円	0.05 (5%)	0円	(L × M - N)
1,950,000円～3,299,000円	0.1 (10%)	97,500円	
3,300,000円～6,949,000円	0.2 (20%)	427,500円	
6,950,000円～8,999,000円	0.23 (23%)	636,000円	
9,000,000円～17,999,000円	0.33 (33%)	1,536,000円	
18,000,000円～39,999,000円	0.4 (40%)	2,796,000円	
40,000,000円～	0.45 (45%)	4,796,000円	
			円 (申告書第三表⑧欄へ)

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認 《例1》マイナンバーカード

書類の例 《例2》通知カード、住民票の写しなど + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、既に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用できます。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載のあるものに限りです。
- 3 「公的医療保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

○ 「財産債務調書」の提出について

確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和4年分の退職所得を除く各種の**所得金額**の合計額が**2,000万円**を超え、かつ、令和4年12月31日において、その価額の合計額が**3億円以上の財産**又はその価額の合計額が**1億円以上の国外転出特例対象財産**を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「**財産債務調書**」を**令和5年3月15日(水)**までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

詳しくは、国税庁ホームページの「**財産債務調書制度に関するお知らせ**」
(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm)
をご覧ください。



○ 「国外財産調書」の提出について

居住者(非永住者を除きます。)の方で、令和4年12月31日において、その価額の合計額が**5,000万円**を超える**国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を**令和5年3月15日(水)**までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

詳しくは、国税庁ホームページの「**国外財産調書制度に関するお知らせ**」
(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/index.htm)
をご覧ください。



※1 「**国外財産調書**」を提出する方が、「**財産債務調書**」を提出する場合、その「**財産債務調書**」には、「**国外財産調書**」に記載した**国外財産**に関する事項(その**国外財産**の価額を除きます。)の記載は要しません。

2 相続又は遺贈により**財産**又は**債務**を取得した方は、その相続開始年分における「**財産債務調書**」についてはその**財産**又は**債務**を、その相続開始年分における「**国外財産調書**」についてはその**財産**を記載せずに提出することができ、その「**財産債務調書**」及び「**国外財産調書**」の提出義務については、その相続又は遺贈により取得した**財産**を除いた**財産**又は**国外財産**の**価額**の合計額により判定します。

